

令和4年第7回定例会
(2日目)

津別町議会会議録

令和4年第7回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和4年12月7日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和4年12月16日 午前10時00分

閉会日時 令和4年12月16日 午後4時26分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	×	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 務 局	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9番 山内 彬 1番 篠原眞稚子
2			諸般の報告	
3			一般質問	
4	議案	60	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
5	〃	76	津別町大通地区コミュニティ施設条例の制定について	
6	〃	61	津別町図書館条例の制定について	
7	〃	62	津別町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	
8	〃	63	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	64	津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	65	津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	66	津別町地域おこし協力隊設置条例を廃止する条例の制定について	
12	〃	67	財産の取得について（新図書館用備品）	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	68	工事請負契約の変更契約の締結について (木質バイオマスセンター建設工事)	
14	〃	69	工事請負契約の変更契約の締結について (木材工芸館木質バイオマスボイラー施設建設工事)	
15	〃	70	令和4年度津別町一般会計補正予算(第8号)について	
16	〃	71	令和4年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
17	〃	72	令和4年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について	
18	〃	73	令和4年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	
19	〃	74	令和4年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について	
20	〃	75	令和4年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について	
21	報告	14	令和4年度定例監査の報告について	
22	〃	15	例月出納検査の報告について(令和4年度8月分、9月分、10月分)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

9 番 山 内 彬 君 1 番 篠 原 眞 稚 子 さん

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

昨日から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告の順に従って順次質問を許します。

3番、小林教行君。

○3番（小林教行君）　〔登壇〕　ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

ペーパーレス化の推進についてであります。

ペーパーレス化は、IT技術の発展や働き方改革、法改正の影響により進みつつありますが、日本では紙文化の判こ文化が根強く、諸外国と比べるとまだまだ進んでいないのが現状です。

しかし、事務作業の効率化や、紙の削減により、さまざまなコストが抑えられ、脱炭素社会に向け環境にもよい影響があることから、津別町でもペーパーレス化を推進すべきと考え、次の点について伺いたいと思います。

1点目に、町（役場）で年間使用する紙の量はどれぐらいなのか。

2点目に、現在、ペーパーレス化に向けてどのような取り組みを行っているのか。

3点目に、今後、ペーパーレス化に向けてどのように進めていく考えがあるか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　小林君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　それでは、ご質問のペーパーレス化の推進についてお答え申し上げます。

はじめに、役場が年間に使用する紙の量についてですが、令和3年度の実績では、主にA4サイズのコピー用紙が大半を占めており、約150万枚を購入し使用しています。そのほかA3サイズが約5万7,000枚、B4サイズが約7,000枚、色上質紙が約2万5,000枚となっております。

次に、ペーパーレス化に向けての取り組みについてですが、紙媒体として用意しなければならない印刷物や資料等については、両面印刷を基本としています。

また、これまで紙媒体として保有している資料等については、できるだけデータ化して保存するようにしています。

役場内の会議では、まだ一部の会議ではありますが、資料等は紙に印刷せずノートパソコン上で閲覧しながら進める方法をとっており、こうしたことを徐々に拡大して

いく考えであります。

次に、今後のペーパーレス化に向けての考えであります。ペーパーレス化のメリットは、紙の購入費や保管スペースなどコストが削減されること、文書の電子化により検索、修正、共有が容易になり業務が効率化されること、情報漏洩や紛失などセキュリティの強化が図られること、SDGsの取り組みの一環になることなどから、ペーパーレス化は大変重要な取り組みであると認識しています。

今後におきましても、これまでの取り組みを拡大しながら、さらに自治体DXの取り組みともあわせて推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] ただいまお答えいただきました。年間使用量、1番多いところでいいますと、やはりコピー用紙のA4用紙が年間で約150万枚使用されている、毎月でいいますと10万枚以上、非常に大きな数字が出ました。当然のことかと思えますけれども、必要なものだとは思っています。

ですけれども、言うまでもなく紙の原材料は木であります。紙をつくるには原料となる森林を伐採します。紙の消費が増えるほど伐採される木も増えます。森林伐採が急激に進むと、二酸化炭素を吸収する森林が減ってしまうため温暖化が進みます。もちろん温暖化の要因は森林伐採だけではありませんが、環境に与える要因の一つになっているという側面はあります。

また、使用后、焼却処分される場合も二酸化炭素が排出され、地球温暖化に影響を与えます。

そのことから、既にペーパーレス化に向けて取り組みを始められているとのお答えもいただいております。

そこで、まず年間の消費量に対しまして、削減に向けた数値的取り組みがあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 何枚にするというような数値的取り組みというのは、目標というのは持っておりません。この150万枚、これはA4サイズだけの話ですけれども、先ほど申し上げましたとおりサイズによってさまざまあります。これ、役場の事務全

てに使っているわけではなくて、町民へのお知らせだとか、さまざま外に発信する振興局だとか、道だとか、国だとか、そういうものに対してのものも全て含まれております。ですから、それがどれぐらい分類するとなるかという、そういう分析はちょっと相当それだけでかなりの時間がかかりますので、ちょっとできかねますけれども、全体として、受け入れる側のほうも役場内部のところでは、やれるところから始めておりますけれども、町民の方が紙として受け止めていただける、それはいらないと、スマートフォンだとかパソコンであればうちは十分ですよとか、そういう全体のものも見ていかなければならないのかなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] 今、お答えいただきました。全体の町民に配布するということで、なかなか高齢者が多い我が町では、全てを紙媒体からデジタル化するというのは難しいというのは私も認識しております。徐々に徐々にデジタル化して行って、紙なしにインターネットの閲覧だけで大丈夫というのが広がっていけばとも考えております。

しかし、このA4用紙、例えば1万枚減らしますと約月間10万枚以上使っているということですから、約1割減らすと二酸化炭素を13.6キログラム減らせるという試算があり、温暖化を緩めることにもつながります。

また、二酸化炭素のキログラムでいいますと、ちょっとわかりづらいところですので木に例えますと末口20センチメートル未満で20メートルの木が1本、大体500キログラムございます。その500キログラムの木から約1万3,000枚の紙が作成されると日本製紙のホームページで掲載されておりました。これなら少し想像しやすいのかなと思います。

月間、今1割というのは大きな数字ですので、なかなか目標にするには大きな目標かもしれませんけれども。もし月間1割紙を削減することができたならば、立っている木1本、こんなに太くはないですけど、月間で1本削減できたということにつながる。目標を持ち、そこに向かうということが成果を出すために必要と考えるのですが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そのようなことになっていくと思えますけれども、紙媒体に代わるものというようなものの取り組みというのなれば、単に紙を減らしていくということだけでは行政を進める上で成り立っていきませんので、それをあわせて今自治体DXも含めて推し進めているという状況ですので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] わかりました。

二つ目のところに入ります。

今の取り組みですと、会議等の資料で両面印刷ですとか、ノートパソコンを使って印刷せずに画面で閲覧しながら進める方法というのが進められていると伺いました。

また、あわせて今使っている不要になった紙の古紙回収、再利用するといったこともあわせてやっているのかどうか、この古紙回収というのも限度がありまして、3回から5回すると限度がありますので使えなくなるというのもございます。そういったところにもぜひ目を向けていただきたいと思えます。この古紙回収、再利用についてどのような取り組みがされているかを伺いたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（松木幸次君） 間違ってコピーをしたとか、不要になった用紙等については、燃えるごみに捨てることなく資源としてそれぞれ各担当で回収というか保存をして、それをまとめて業者に回収してもらおうとか、リサイクルに出すとか、そういう取り組みでやっております。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] 次に、今ノートパソコンのお話も出ましたけれども、一部の会議で使用されているということでした。これを広めていくにあたって、どのような対策が必要か、例えばノートパソコンの数が足りていないのか、それを使いつらい人がいるのか、これから進めていくにあたって、どのような要因が考えられるか伺いたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ノートパソコン、例えば主要事業とかというのは設計書だと

か、それぞれ含めてすごい量の紙になってくるんですけども、そういったものがデータベースの中に入れてもらっていますので、予算編成をやる時だとか、それから主要事業をやる時だとかというのは、ノートパソコンを見ながら話をしていく。ですから、前でしたら、例えば主要事業で来年度の事業をどうするといったら、これぐらいの厚さの紙をとじていたわけなんですけれども、今は表だけで、それを見ながらやりますので、何枚かで済んでしまうと。トータル表だけが出来上がってくるということで、あとはそれを見て、これはAとしてやろうねとか、Bとするということで、大幅な紙の削減になっています。

ノートパソコンそのものは皆さんでそれを使いまわしながらやっていますけれども、若干まだ足りないというふうに聞いておりますので、それについては必要な部分は購入して進めていくべきかなというふうに考えています。

また今、コロナの関係でリモートによる会議というのがほぼ定着してきているというか、私も随分リモートで会議には参加していますけれども、そういったところでも資料等も画面上で見られたりしますので、方向性としては、やはりそういうほうにペーパーレス化がどんどん進んでいくのだらうなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] 今、お答えいただきました。足りない部分は、ぜひそろえていっていただいて、また、あわせてプロジェクターなどももし使って、それが作業効率向上につながるのであれば、ぜひ揃えていっていただきたいと思います。

また、先ほどのお話にありましたけれども、紙媒体を減らすプラス不要な電力のカットを心がけるということもやはり重要であると思います。

紙で見られない分、画面に出るということは、その分消費電力も増えますので、そのあたりのこともしっかりと認識しながら効率よく進めていただきたいと思います。ですけれども、先ほど町長もお話しいただきましたように、ファイルによって一覧にしますと、やはり探すときにも非常にファイル名で検索できたりと、作業の効率性というのは非常に上がってまいります。また、テレワーク、モバイルワーク、コロナ禍ということもありまして非常に進みました。

こういったさまざまな働き方が次第に可能になってきて、実際に取り組んできてい

いただいておりますので、このあたりについては、ぜひまた推進していただきたいと思いますけれども、また、このテレワークにも大分慣れてきたかとは思いますが、資料作成ですとか、クラウドに保存したファイルを役場外でも編集や閲覧やそういったところには、今まで以上のスキルが必要になってくるとは思いますけれども、そういったところをどのように捉えているか、どのように対策をしていくか、考えがあれば伺いたいと思います。

(何事か言う声あり)

○3番(小林教行君) [登壇] 要するにスキルです。パソコンを使うスキル、それが役場の人たちがどこまで対応できているのか。これからやっていくにあたって、そのものを最大限に使うにはどうしたらいいかという考えがあれば伺いたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 役場の職員の中でも、若い人たちは問題なくスーッと使っておりますけれども、例えば私のような年代も含めて、もうほぼ皆さんは十分事務をやる上では問題なく使っているのではないかなというふうに思います。ただ、技術がどんどん進んでいきますので、それに対応していくための特別な何か研修だとか、そういったものは今までやっておりませんが、わからないときは担当のところもありますので、これどうやるのというようなことで聞いたりして、そして進んでいっているのではないかなというふうに思っております。

○議長(鹿中順一君) 3番、小林教行君。

○3番(小林教行君) [登壇] 私もアナログなものでして、文字を書くのが仕事のところもありますので、なかなかパソコンを使う機会が少なく、やる作業も少ないのでなかなか技術が上がってこないのですけれども、やはり若い人たちは早くどんどん対応していきます。経験が豊富な今までのやり方を、なかなか崩せないということもあろうかと思えます。そのようなデジタルが苦手という方も中にはおられますけれども、今、一般企業でリカレント教育の推進というのに力を入れているというのも聞いております。学校教育から離れた後もそれぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けることが重要であり、社会人の学び直しとも言われ

ております。どうしても苦手であったり、またさらなるスキルの向上のため学びの場を用意して、このペーパーレス化作業の効率化というところを推進する考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、特に、そこまで進めていくというふうには、人事も含めて担当のところで考えているかどうかは、ちょっと打ち合わせはしておりませんが、私が見ている範囲の中では、こういう例があったんですけれども、大卒者で採用になって、タブレット中心に生活、あるいは授業をしてきたので、パソコン自体のキーボードが使えないという職員もいたようです。ですけれども、やはり若いので、そう時間もたたないうちに慣れていく、できるようになっていくということでもありますので、持っているその媒体によって、役場でいくと、やっぱりパソコンは必須になってきますので、それは今いる職員も、全ての方たちが使いこなせているというふうに一般的には。例えばエクセルを使って、もっと難しいことに挑戦していただくか、そういうところまではなかなか限られてくるかというふうに思いますけれども、一般的な事務についてはワードについてもエクセルについても皆さん使っておられますので、そしてこちらが入っています全道のコンピューターに関する自治体の協議会がありますので、そこと開発した部分、ソフトを使わせてもらいながら進めているということで、それは仕事の中で皆さん使いこなしていますので、特に今、リカレント教育等々というのを計画してやろうというのは、今のところそういう計画は持っておりません。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] わかりやすい資料の作成であったり、作業の効率化、また自分の資料をつくる作業の時間の短縮等々で、またいろいろ自分に自由な時間ができたり、しっかりと住民サービスというところに振り向けたりとかも、そういったところも考えられると思いますので、ぜひ職員のスキルアップというところにも目を向けていただきたいと思います。

ペーパーレスを推進することは、環境保全やSDGsに積極的に取り組む町として、木の町つべつのイメージアップにもつながると思います。

ですけれども、やはりペーパーレス化を推進するにあたり重要なことは、このペーパーレスの必要性を職員同士がしっかりと理解をすることが大切であると思います。理解を得られないままトップダウンで進めても業務効率や生産性の向上にはつながりません。

このペーパーレス化が自分たちのため、そして未来に向けた取り組みであるとしつかりと皆さんで意識を共有して取り組んでいてもらいたいと考えます。

最後に、町長、何かあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ペーパーレス化に対応するために、順次進めているところですが、例えば大きな取り組み、これから進めなくちゃいけない部分は電子決済なんです。今、紙の伝票で全てやっておりますけれども、これを電子化していくということがこれからは大きな取り組みになってくるかなというふうに思いますし、議員との関係でいけば、議案についてもタブレット等々で斜里町さんがやっておられるような形がありますけれども、それで対応していくような形というのも当然必要になってくるかなと思っています。

また、住民のほうからも、これは紙ではなくてパソコン上、あるいはWEB上でやれないかというのも出てきております。

例えばですけれども、今年のまちづくり懇談会の中で、毎年、津別町は農作物の作付け動向調査をやっています。これを電子化できないかという農家の方からのお話もまちづくり懇談会で出たところです。

ご承知のように国勢調査も希望であればパソコン上、あるいはスマホ上で回答ができるわけですが、同じように1軒1軒回って紙を持って調査していく、回収していくということではなくて、こういう時代になってきているので作付け動向調査もそういう形でできるところから進めることは可能でしょうかというお話も出たりしていますので、町民の方たちの思っている部分も含めて、いわゆるデジタル化を進めていきたいと思いますが、それが当然ペーパーレス化にもつながっていくということになりますので、そういう状況を含めながら進めてまいりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君）　〔登壇〕　3番、小林教行君。

○3番（小林教行君）　議会のほうにおきましても、今後ペーパーレス化について協議していくと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問、コロナ禍における子どもたちへの影響とその対策についてであります。

我が国において令和2年の1月に最初のコロナウイルス感染者が確認されてから、間もなく3年がたとうとしております。これまで国や自治体が、さまざまな感染対策を講じながら今日に至っており、ワクチン接種の効果もあり重症化するケースが減ってきたとの数値的結果が出ておりますが、いまだ感染は収まっておりません。

津別町でも、先月、小・中学校が学校閉鎖、学年閉鎖の対応をとらざるを得ない状況となりましたが、感染を拡大させないための適切な対応であったと考えております。

また、学校が閉鎖されないときもガイドラインに従い、子どもたちが休まざるを得ないなど、まだまだ対策を緩めることができないことは承知しております。

コロナ禍により、さまざまなことが制限されており、子どもたちの健やかな成長に影響していると危惧しておりますところから、次の点について伺いたいと思います。

1点目に、コロナ禍の影響により、授業日数が足りなくなることはないのか。また、コロナ禍前よりも学ぶ時間が減少しているが、子どもたちの学びについてどのように受け止めているか伺います。

2点目に、コロナ禍以前のように自由に体を動かせる時間が減ったことにより、子どもたちの体力の低下が懸念されますが、どのように受け止めているか伺います。

3点目に、コロナという病気と隣り合わせの状況で、子どもたちが少なからずストレスを抱えていると推察しますが、どのように受け止めているか伺いたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　教育長。

○教育長（近野幸彦君）　それでは1項目目の質問にお答えします。

まず、学校教育においては、授業日数ではなく、標準授業時間が定められており、これに基づき各教科の授業時間数を決定しております。標準授業時間数は、学習指導

要領で示されている各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎として、学校運営の実態などの条件を考慮して国が定めておりますが、現時点で津別町においては、この標準授業時間をクリアする見込みであり、授業時間が足りなくなるということはありません。

また、学校においては i P a d の持ち帰りも行い、これまではできなかった欠席者に対するオンライン授業も実施しておりますので、学習時間はそれほど減少していないものと考えております。

I C T の活用においては、コロナ禍により「G I G A スクール構想」の推進が加速したことは間違いなく、マイナス面だけではないとも感じております。

いずれにしてもコロナ禍が続く限り共存していかなければなりませんので、学校・家庭が協力しながら最善を目指していきたいと考えております。

次に、2項目目の質問ですが、確かにコロナ禍による体力低下の可能性について専門家からも指摘されておりますが、コロナ禍前から既に低下してきており、これがどの程度コロナの影響によるものなのかは実態がつかみ切れていないと思います。体力の低下はさまざまな要素が重層的に絡み合っているものと考えており、スマホ依存などのスクリーンタイムの増加、運動する子とあまりしない子の二極化、あまり歩かないなど日常生活の中で体を動かすことが少なくなったことによる影響などに加えて、コロナ禍によるさまざまな制限が拍車をかけたのかもしれませんが。

学校においては、体育の時間は確保されておりますが、校内活動は制限しているものもありますし、遊ぶ機会の減少や大きな声を出せないことなども影響があるのかもしれませんが。

しかしながら、コロナ禍が終息しない限り抜本的な解決策はないものと考えておりますので、学習と同じく、これまでどおりコロナと共存しながら学校・家庭それぞれが子どもたちのために最善を尽くしていくしかないと考えております。

次に、3項目目ですが、コロナ禍において大人も子どもも少なからずストレスは感じているものと思いますが、これだけ長くなるとそれなりに順応しているようにも感じます。また、ほかにもさまざまなストレスを抱えている児童・生徒もいると思いますが、まずは家庭でのケアが重要だと思っております。

学校においては、コロナ禍の影響により大きく不安を抱えているというケースは確認できておりませんが、担任、養護教諭、教育相談員等、相談できる体制は整っております。

今後もコロナ禍はしばらく続き、少なからずストレスを抱える児童・生徒もいると思いますので、まずは家庭、そしてそれを学校がどのようにバックアップしていくかというのが重要だと考えています。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君）〔登壇〕 ただいまのお答えの中に、授業時間が足りなくなるということはないとのことで一安心しましたが、コロナ禍の影響により学びの時間が減少するという事は、やはり心配があります。ICTの活用等々で授業時間というのがそれほど減少していないというお答えもいただきましたけれども、やはり保護者として、ほかの保護者の方に聞きますと、やはり足りない気がするというところは伺っております。ですけれども、このお答えにありましたオンライン授業が進んだというところは、これは素晴らしいことであると思います。

先月の小学校の休校中でも、ICTの活用でオンライン授業が行われたことは、今まで進めてきたことが実を結んだことと考えますが、まだまだ改善の余地があると聞いております。

例えば、慣れさせるためにどんどんメールを送ってほしいというふうに担任の方が言ったら、今帰ってきました、ご飯食べます、おやつを食べます、今からお風呂に入ります、こんなたわいもないメールばかりが飛び交ってしまい、肝心の授業に関することが何一つないままメールのボックスが埋まっていくということがあり、そういったメールはやめましょうといった対策がとられたですとか、オンライン授業が始まる10分前から電源を入れておくのですけれども、電源を入れて5分で充電できていなくて肝心の授業の時にはずっと充電していたとか、さまざまなトラブルも聞いております。これは、やはりやってみなければわからなかったことでありますけれども、今後に向けて、そういった問題点、改善点をどのように把握しているか伺いたいと思います。オンライン授業のことについてお願いします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） まだ、その細かい点について把握はしておりませんが、結構進んできてはおりますけれども、まだ進めている最中ということで、そういったことも実験段階のところかなと思っています。ただ、そういうトラブルというか、ミス、家庭側のミスもあります、学校側のミスもあると思いますけど、そういうことも進めていく中でやっとわかったことで、お互いそういった点を出し合いながら今後も進めていくしかないのかなと考えております。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] やはりやってみなきゃわからないというところで、トライアンドエラーを繰り返して、効果的に学びを提供して欲しいと考えております。

また、この学習の習慣化、定着化というのが課題にあると考えておりますけれども、先週の高校とHALCCとの高大連携の報告会に参加させていただきました。非常に素晴らしいの一言でありました。モニターを使って堂々と資料を作成して、しっかりと自分たちで調べて、それをたくさんの人の前で発表するというのはなかなか高校生のうちにできる経験でもないですし、ほかに集まった保護者の方たちと、自分が高校生の時ここまで考えていなかったなとか、こんなふうに発表はなかなかできなかったなというふうに、素晴らしい高評価を受けているのを聞いておりました。これもやはり、継続して高校が取り組んでいたこと、それを楽しみながら継続して学んだのかなと感じたところであります。

その前の週には、第34回の読書チャレンジコンクールの表彰式がございました。例年、中学生の応募が少ない中、今年は中学生の応募が多く、素晴らしかったと感じた一方で、小学生は学年によるばらつきが、やっぱり毎年のことですけれども多く残念でありました。

本に触れる機会として非常によい取り組みであると考えております。低学年のうちから本に触れて、低学年のうちはその感想を絵で表し、慣れてきたら徐々に感想を文章にする。重要な取り組みであり、学校外での学びに強く結びつくと感じております。

来年は、新しく図書館で行われると思われそうですが、ぜひ大々的に行い、たくさん子どもたちに参加を呼びかけてほしいと思います。

教育長の考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 私もHALCCの部分を聞かせていただいたのですが、大学生と一緒にやっておりますので、北大生のスキルが高いのもあるのかなと思いますけれども、ああいった全員というか全部がああいった立派な発表ができて、高校生の経験としてはあれ以上ないかなというものと考えております。

それから読書チャレンジ感想文等ですけれども、昔は学校に強制的に全員書かされていたというのもあったんですけど、今だんだんそういうふうになってきて、希望者のみということになっていて、学年によりばらつきが出てしまった。特に多い学年は多かったんですけど、少ないところは全然出てきていないという学年もありまして、そういったことも強制はできませんけれども、図書館が新しくなりますので、なるべく多くの人に参加してもらえよう、また働きかけ等を行っていきたくて考えております。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] この読書チャレンジは、ぜひ大々的にたくさんのお子どもたちが集まるように、皆さんと知恵を出し合いながら工夫して行っていただきたいと思います。

二つ目の体力の低下についての懸念ですけれども、コロナ禍以前からという回答もございました。ですけれども、やはりこれは解消していかなければならない課題であると感じております。コロナの陽性以外でも家族が濃厚接触ですとか、兄弟のちょっとした体調不良、今までであれば本人が元気であれば学校に行ったり、外に遊びに行ったりすることもできましたが、今はやはり自粛となります。継続は力であるというように、継続ですけれども、継続しづらい事情などがあり、体力の低下、運動不足による睡眠の低下などから成長に影響が出るのではないかと考えております。

昨日も実は野球少年団で活動がございまして、体力強化のためというよりも、本当に体を温めるつもりで縄跳びをやらしてもらいました。私も小学校のころ、休み時間の時にしょっちゅう縄跳びをしておりまして、10分間ずっと飛びっぱなしでもそんなに疲れなかった記憶があるので、10分間ちょっと体を温めるために縄跳びをやってみて

くれというふうに、今シーズン初めて縄跳びをしました。そこで驚くほど疲れておりまして、びっくりしました。体を温めるつもりが、すごいトレーニングになっておりまして、次のほかのトレーニングに影響するぐらい体力を消耗しておりましたのに非常に驚きました。これを少年団というスポーツをしている子たちですら、これだけ体力が落ちているんだなど。スポーツにあまり縁がない子たち、学校の活動でしか動く機会がない子たちというのは、やはりさらなる体力の低下というのが懸念されているのかなと改めて感じたところでございます。

また、この11月の休校中に、私のとこの娘は元気でしたので、元気にゴロゴロしていました。私、たまたま天気のいい時に時間があつたので外に散歩に行こうと誘いました。そしたら、学校から家から出ちゃだめだと言われているから、出てはだめだと。庭ぐらいならいいと言われたので庭に遊びに行こうと庭に行きました。私のところは庭が広いので、そこそこ運動はできるのですけれども、そこで授業と同じぐらい40分か50分ぐらい運動しようかなと思って、10分もしないうちに、もうすぐやめると。お父さんと一緒なのが恥ずかしいからなのか、お父さんが厳しすぎるのか、両方なのかわかりませんが、すぐ運動をやめてしまいました。ですけれども、昨日の野球少年団の活動になると楽しく走り回っておりました。やはり1人だけお父さんと一緒、それだけでは楽しんで運動というのはなかなか難しくなってくるのかなと。たくさん友達の中での運動というのが必要になってくるのかなと思います。これがやはりコロナの中で一番できないところであり、歯がゆいところでもありますけれども、これから冬も本格化して、外での遊びの時間というのがさらに減ってくると危惧しております。

そこで今後に向けて、スキー、スケート、そういったところもいろいろあるかと思えますけれども、1人ではなかなか続かない外での遊び、みんなと遊びながらの運動が重要と考えますけれども、教育長の今後、冬に向けての考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 自宅待機のとときにそういったことを言ったかもしれませんが、親として理解すれば、人と接しなければ大丈夫だなど理解してもらえばよかったです。

のかなと思っています。人と接する場所へ行かなければ、家庭内でなるべく運動してもらうことはいいことだなと思っています。

また、たまたま今、運動しなければということだったんですけども、昔であれば普通に成長期の場合は歩いたり、遊んだり、そういったことだけで成長期の場合は十分体力ができたのかなという考えでした。ただ今、そういう歩いたり、遊んだりということが一番減ってきているということで、そこで体力をつくれないというのが一番の問題になってきているのかなと思います。そういうスポーツ少年団等も入っている子どもと、入っていない子どもがいますけども、昔なら入ってなくても、十分、普段学校へ歩いて行くとか、普段外で遊ぶとか、そういうことだけでも十分体力強化できたものと思いますけれども、今、そういう部分で心配になってきているというのは私も感じております。

ただ学校でできる部分というのは限度がありまして、それぞれ家庭の中でそういった歩くことももちろん、遊ぶことももちろん、また家の中で何かお手伝いをするとか、そういうことも体力強化になるともいわれておりますので、やはり家庭の中でしっかり見てもらうということも教育委員会、学校としてもお話ししていきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] 次のストレスのところにも少しかかりますけれども、保護者と子どもが一緒になってスポーツをするというのは、お互いの心、体にいい影響が現れると思います。スキーやスケート等で、親子で参加できるイベントというのをぜひやっていただいて、これもまた難しいのですけれども、コロナ禍において両方集まってというふうにはなかなか言いづらい時期でもあるんですけれども、感染対策をとって一緒になって運動ができるという機会をぜひ設けていただきたいと思います。

教育長に再度質問します。

もう一度答弁があればお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） ちょっと今、雪が降らなくてスケートリンクができるかど

うか心配なことですけれども、もうちょっとしたら雪が降るという予報もありますので、スケートリンクを整備していきたいと思いますが、今年度もスキーイベント、スケートイベントもやりますけど、そこにどれだけ参加してくれるかわからないのですけれども、貸し出しのスケート靴も用意してありますし、なるべく多くの親子に、大人の方もありますので、なるべく多くの親子にスケート、スキーに親しんでいただければと思います。

○議長(鹿中順一君) 3番、小林教行君。

○3番(小林教行君) [登壇] 子どもたちに、また保護者に、楽しみながら運動できる取り組みをぜひ推進していただきたいと思います。

三つ目ですけれども、ストレスについてです。

小学生低学年ですと、何となく不調が訴えづらい、また高学年、中学生、高校生になってきますと、コロナによるストレスを抱えながらも、コロナだから相談してもしようがない、これやりたいけどコロナだからどっちみちできないしというふうに考えてしまって、相談がしづらいということもあろうかと思います。

先ほどのお答えの中で、相談できる体制は整っているとのことでありましたので、具体的な解決策が出せないようなことでも気づいているよ、相談してほしいというふうに伝えていっていただきたいと思います。

また、家庭と保護者での連携が大事というお答えもいただきました。まさにこの部分も重要で、保護者のストレスというのは子どもに伝わるといわれています。保護者自身もストレスに向き合い、子どもたちと楽しく過ごすことが重要であると考えますことから、そのあたりの対策について、教育長の考えが何かあれば伺いたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 教育長。

○教育長(近野幸彦君) 保護者と子どもの関り、家庭教育だと思うのですが、それをどうしれと言われても困るのですけれども、基本的に子どものストレスを一番先に発見できるのは親御さん、保護者だと思いますので、そこで、例えば普段とちょっと生活が変わったとか、何か心配なことを見つけるというのは、やっぱり最初は親だと思うんです。それを学校で見つけるよりも、親が見つかるほうが早いと思いますので、

そういう何かしら、ちょっとしたサインというか、そういうものを見つけたときには、やっぱり学校にも相談してもらおうということで、お話しさせていただきました。

○議長(鹿中順一君) 3番、小林教行君。

○3番(小林教行君) [登壇] 家庭と学校で、また感じ方が違う、子どもの出てくる度が違うということもございます。特に小さい低学年ですと、家では元気になっているけど、学校に行くと、休校明けで様子が違うから、また1年生の新学期のころのようになじまないといったところもケースとしてあるというの聞いたことがあります。そういったところには、家庭では元気だけれども、学校ではちょっと元気がないといったところは、ぜひ学校のほうで目をかけていただきたいと思います。

また、先ほどの教育長のお答えの中にもありましたように、子どもたちも順応してきているというお答えもありました。

コロナが出始めた時期は情報も少なく、あまりに恐ろしい感染症というイメージがありました。自分たちを守りたいがために人を傷つけてしまうということが世間一般であったと認識しております。しかし、子どもたちは、親の教育もあったかと思われ、学校の教育もあったかと思われかもしれませんが、子どもたちは、誰しもかかる可能性があり、自分がかかったときのことを想像して、人に優しく対応できるように成長していったと考えております。

まだまだコロナは収まらず、感染対策を緩めることはできません。学力、体力、心の成長など制限ある中で、子どもたちのために何ができるか、行政が、学校の先生が、保護者が、地域の大人たちが考え取り組み、子どもたちの健やかな育ちのために力をあわせていただきたいと思いますと考えますが、教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 教育長。

○教育長(近野幸彦君) 学校、家庭それぞれやることはあると思いますけど、一番は、学力自体はそう落ちていないというふうなことをいわれておりまして、あと運動能力についても、ほかの原因も結構あり、コロナでそこまで下がったのかということは証明し切れていないというような状況であります。一番心配なのは、やっぱり精神的な部分ということで、そこは、やっぱり保護者が目を光らせてもらおうと。それから学校も、毎日、先生が児童、生徒と向き合っておりますので、何か心配なことがあれ

ば学校側から保護者のほうに連絡したりして相談するということをしていきたいと思
います。

とにかく、家庭、保護者、学校一体となって子どもたちのために、ストレスや悩み
に気づいて解決していきたいなと考えています。

○議長(鹿中順一君) 3番、小林教行君。

○3番(小林教行君) [登壇] 最後になります。

子どもたちの成長のゴールは各家庭によって違うと思いますが、子どもたち
が成長した時に、自分たちの進みたい道を自分たちで見つけて、それに伴う学力です
とか、知識、体力が準備できているように、また、そこに向かって足りないようであ
れば目標に向かって努力することができるように、このコロナ禍で準備ができなかつ
たとならないように、しっかり私たちも地域の大人、行政、学校関係がサポートをし
ていくべきだと考えております。

最後に教育長、何かあれば伺いたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 教育長。

○教育長(近野幸彦君) 今、小林議員がお話されたことと一緒に、学校、保護者や
児童、生徒、それから社会も含めて子どもたちの成長のためによりよい方向に向け
ていければと思います。

○議長(鹿中順一君) 暫時休憩をします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

次に、4番、村田政義君。

○4番(村田政義君) [登壇] ただいま、議長のお許しをいただきましたので、
先に通告いたしました未給水地域の水道整備について質問させていただきますので、
よろしくお願ひしたいと思います。

この関係につきましては、平成21年度、平成23年度に同様の質問をさせていただ

いたところであります。その中で、未給水地域は7集落との報告も受けておりますけれども、水源池が2カ所、その水源池をもっている東岡については、簡易水道により整備がされたところであります。

また、もう1カ所の相生第2地区については、現在、移住者がでるだろうということから、現在、水源池をもたない未整備の地域は当時の説明からすれば5地区ぐらいあるのではないかと私自身も認識をしているところであります。

その中においても、未給水地区の飲料水に関する水質検査、あるいは浄水器購入費用や、また移動、発掘の際の利用、ボーリングの際の費用など、一部を補助する制度を活用し、整備されている方も多くいるということも承知しているところでありますが、とりわけ本日質問させていただくのは、以前から整備を求めている二又・木樋地区の整備に向けて、次の点についてお尋ねをしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一つ目として、令和2年度試験的に掘削を行ったようではありますが、その結果、飲料水に適さないとの判断であったと聞いております。そのことから、その内容についてお伺ひしたい。

二つ目として、整備に向け、新たに湧水箇所調査など、あるいは地域との話し合いがもたれたのか。

三つ目として、今後、整備をどのように考えているのか、以上の内容についてお聞きしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(鹿中順一君) 村田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長(佐藤多一君) それでは、未給水地域の水道整備についてお答え申し上げます。

はじめに、令和2年度において木樋地区にお住まいの方々より、既存の水源について水質及び水量に課題を抱えているとの相談を受け、町費により地域の中心的箇所1カ所でボーリング調査を行いました。

調査結果を要約しますと、地表から4.0メートルから5.2メートルの間に帯水層が確認でき、調査期間中の地下水位は地表から3.8メートルで、降雨等があった場合も極端な水位変動は確認されなかったことから、水量的には問題ないとされました。

水質については、飲料用水質基準の 11 項目について分析したところ、有機物、味、色度、濁度の四項目について基準値を上回り、そのままでは飲用として適さないため、井戸掘削後の適切な管理と、ろ過装置及び浄水器を設置することにより、水質基準を満たすことが必要であるとのことでした。この調査結果につきましては、地域の方々にお知らせをしております。

次に、整備に向けた湧水調査等の地域との話し合いについてですが、まだ具体的な話し合いはもっていませんが、当該地区の飲用水の確保は、地域の生活環境の向上のために解決しなければならない課題であると認識しており、役場内部においてさまざまな検討を行っているところです。

次に、今後の整備についてですが、まず、簡易水道事業として木樋地区までの水道整備を行った場合、7.5 キロメートルの配水管の布設と、逆勾配であるため増圧ポンプを設置する必要があり、令和 2 年での事業費試算額は、4 億 3,700 万円でありました。簡易水道事業の補助率は約 6 分の 1 であるため、簡易水道事業として実施することは難しいと判断したところです。

ただ、木樋・二又地区は、受益戸数の大幅な増加こそ見込めないものの、将来的な発展が期待できる地域の一つであることから、もう少しシンプルで、将来の老朽化のリスクが少ない整備手法について検討を進めているところです。

具体的には、農業用営農用水としての整備の可能性について、オホーツク総合振興局を含め関係機関と協議を行っており、補助率 55%の農地耕作条件改善事業を活用したいと考えているところです。

ただ、事業実施には水源が確保されていることが要件であることから、まずは水源調査が必要となります。また、農業用水として整備するため飲用には適さず、ろ過装置を設置する必要があります。加えて、整備後の維持管理は木樋地区での管理を想定していることなどから、今後地域との話し合いを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 4 番、村田政義君。

○4 番(村田政義君) [登壇] ただいま説明を受けたところであります。今後さまざまな分野について検討していくということではありますが、その中で、ボーリング

した結果、飲料水には水量的には問題ないけれども、やはり飲料水として、いろいろな項目について調査をした結果、飲料水として適さない。適するためには、ろ過装置、浄水器、そういったものの設置が必要だということも、今の説明の中で話がされたところでもあります。

こういう結果を受けて、地域の人たちに説明した段階で、どういう内容が出されたのか、そのことについてお聞きしたいと思いますが、担当の方、お願いしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 建設課長補佐。

○建設課長補佐(斉藤尚幸君) 地域との話し合いについてなんですけれども、その後の具体的な整備について、お話は正直なところできておりません。一応、こちらの結果について、説明にあわせてなんですけれども、未給水地区の整備の補助要綱については説明させていただいております。

○議長(鹿中順一君) 4番、村田政義君。

○4番(村田政義君)〔登壇〕 非常に今の説明で、私もちょっと残念だなと思うのですが、本来であれば、やっぱり地域に説明して、そしてその後の対策をどうするのか、そして地域の方と一緒に、やっぱり取り組んでいくということも私は大事ではないかと思うんです。

私がなぜそういうことを言うかということ、先ほども言ったように、平成21年、平成23年に質問させていただいているんです。未給水地域の関係について。東岡は整備され、それであとの5地区についてもいろいろな部分で補助制度を使って整備されているところもありますけれども、この木樋地区については、私、平成21年から質問をさせていただいています。全くそういった動きがないという地域の怒りもあるんですよ。それで、あえて今回また質問させていただいたんですけれども、今の話を聞くと令和2年度にボーリングはやったけども、いまだにその結果、湧水地がどこにあるのか、水圧も含めて全く地域との議論がされていないということは、私は、これはやっぱり行政として怠慢ではないかと思うのですけれども、それについて再度答弁願います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) この水道のいわゆる行っていない所というのが、逆に言えば

計画区域外、上水道、簡易水道と分けておりましたけども、今は簡易水道ということになっていますけれども、この計画から外れているところというのは51世帯あるんです。その中で一番多いのが上里なんです。その次が東岡ということで、そして沼沢、その次で4番目に木樋地区ということになっております。

それぞれ、これまで平成26年に井戸を掘ったりとか浄水器をつけたりということ、それから、そもそもこの水は大丈夫かということで、保健所で検査を受ける費用だとかそういったものを支援していこうということで、平成26年度に補助制度を設けたのは議員もご承知かというふうに思います。その実績でいけば、毎年それを使われておられまして、本岐地区の方が1カ所、それから沼沢も2名の方、それから最上も2名の方、二又も1名の方、活汲も2名の方、東岡1名の方、高台1名の方ということで10の方がそれぞれこの制度を利用して掘ったりとか、それから暗渠をやってみたりとか、いろんなことでこの補助制度を使って進めてきています。これに対して、町としては約600万強の支援をして、それぞれのところが対応してきているところであります。

そういう中で、木樋地区では、この制度を使った方はまだ誰もいませんので、それで状況もいろいろありましたので、令和2年度に初めて町の単費で調査を行ったということです。200万円ちょっとかかっています。その結果がこういうことになりましたということで、地域の方にお知らせをしましたので、それ以降、じゃあその水を飲用には適さないけれども、ろ過したりとか、浄水器をつけたりすると、それでやってみようか、それともまたそれはできないかというようなことで、もしやるとしたら、町にこういう制度がありますよということで、そういうお知らせをしているということです。

ですから、その後、それもそれでいくのか、あるいは、もしそうでなければ、東岡もこれから今事業が始まっていきますので、同じように道の制度を使ってやっていくとすれば、このようなことが考えられるなということを先ほど答弁で申し上げましたとおりですので、選択をどういうふうにしていくかということも含めて、これから地域とも協議をさせていただきたいなと思っております。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君）　〔登壇〕　私も正直言って内容については地域の方にも十分聞いて承知しておりますから、今の町長の答弁についても十分理解をしないわけではありません。確かに平成26年度以降、ボーリングをしたり、いろんな部分で整備されたところ、これは10カ所以上あるというのも聞いています。私どもの住んでいる地域でも、今言われたようにボーリングをして、掘削をして、そして水を確保しているというところもあります。

ただやはり、この地区については、町長も今戸数の話もされておりましたけども、過去には20軒近い戸数があった地域でありますから、ですから今現在は二又地区が2軒、木樋地区が5軒、そして木樋地区については法人化されていますから事務所を含めると6件、こういうことで軒数についてはカウントされるのかなというふうに感じていますけれども、ただ、私もちょっと担当の方たちにもいろいろどうなんだろうと聞いたときに、やはり木樋地区については、農業の法人化、こういったものがされている関係で、そういう箇所については1カ所でカウントされるんだよと、だから難しいんだということも言われたこともあります。だから、そういった部分で、かなり厳しい状況ではないのかなという感じはしますけども、過去に制度事業の関係から実施は困難であるけども、地域の事情を調査して農業サイドの制度事業で対応できないか検討していきたいという、こういう回答もいただいているものですから、だから本当に10年以上たった今も、令和2年度に確かにボーリングはやったけども、地域と十分な話し合いの中でこの整備に向けて協議されたのかといたら、なかなかそこがちょっと見えてこないものですから、ぜひそういったことも含めて、今後進めていかなければならないのではないかと思うのですけれども、そういった工夫を含めて担当の方の考えについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君）　それでは、私のほうから農業の関係で整備について検討しているというふうな形の回答がございましたので、具体的な内容につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

補助事業につきましては、今、町長の答弁にあったような事業の活用を考えております。先ほどの答弁の中で、具体的にご説明をさせていただいていないというふうな

ものにつきましては、今、議員がおっしゃったとおり、東岡地区につきましては道営というふうな形で大きな事業へもってきての整備、あれも農業でございましてけれども、やっとかなったというふうなところで、東岡地区につきましても、地域からの要望がもう十数年来でやっと要件が緩和されてできたというふうな事業であります。

今地区につきましては、議員のご指摘のとおり、やはり農業でやるとすれば、農業戸数がかかなり少ないというふうなところもございまして、農業での実施というふうなところが困難だったというふうな側面がございまして。

それがやっと、いろいろと振興局と協議をしている中で、今、答弁にあったような補助事業が見つかったというふうなところもございまして、これから農業サイドとしてさらに可能性があるのか、また補助裏の財源がどうなのかというのを含めながら、あと維持管理というところも詰めながら、今度は農業サイドのほうで進めていくというふうになろうかと思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] ありがとうございます。

今後、農業サイドのそういう事業の中で進めていくという前向きな回答をいただいたので、おそらくこの地域についても飲料水の確保がされるのかなというふうに感じているところであります。

それでちょっとお聞きしたいのですが、この地域の状況からいって、ボーリングは大体5メートル近く掘ったということで話があったんですけども、とりわけ岩盤層の厚い地域というふうによく言われているんですけども、そういった部分で、例えば岩盤をくり抜いたときに、下まで行ったときに、果たして水が十分確保できるだけのものがあるのか、例えばろ過装置とかそういうものをつけなくても、飲み水として適する水が確保されるような状況があるのかどうか、ちょっとその辺について参考までにお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 今、具体的な手法につきましては、水道の担当のほうと今後協議をしながら進めていきたいと思っておりますが、先ほど町長の答弁にも

ありましたとおり、本事業につきましては、水源の確保が第1条件でございます。今、村田議員がおっしゃったようなボーリングで井戸式にするのか、現在、数軒で使われている沢水を水源とするのかというふうなところの議論がされようかと思えます。そういったことも含めまして、今後、地域と話し合っ、どこを水源として本事業を活用していくのかというふうなところは検討していきたいと思っております。

もう一つなんですけれども、先ほど答弁の中にもあったとおり、農業用水でございます。なので飲用というふうなところまで踏み込んだ整備ができるかどうかというふうなものにつきましても、今後、関係機関と協議をしながら進めていかないといけないというふうなところがありますので、あわせてご報告させていただきます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] 私の質問の内容からすれば、今、1のところでの質問になりますけれども、関連して2のほうにも入っているのかなというふうに自分自身もずっと思いながら、今、質問をさせていただいているところでありますが、いずれにしても、この三つの項目については全て関連しているものですから、質問の中で含まれているということもご理解をいただいて答弁をお願いしたいと思います。

ただ私も、これまでに何回か質問をさせていただいたんですけども、やっぱりなかなか今進まなかったということは、やはり現状、この津別町の人口減に伴って、年々職員の数も減少しているのではないかというふうに私自身も受け止めております。そういった状況の中で、職員1人に対する仕事の量が非常に多くなり、1人で多くの業務をこなさざるを得ないというのが現状ではないのかなと。しかし、そうは言いつつ、やはりこの町民の要望に応えるため日々努力していることも私自身、十分承知しております。しかし、過去の仕事の内容からして、仕事の量も年々増えて手が回らないこともあると思うんです。しかし、そうはいつでも現在の要員で行政を動かしていかなければならない。今回の問題についても、やはり地域の要請から十数年たって、ようやく今、動こうとしているのが状況ではないかというふうに私も受け止めております。この間、担当者も何回かかわり、その中で地域の要望に応えるために努力をしていることも私なりに承知をしておりますけども、なかなか進まない、それが現状で

なかったのかなということもあったのではないかと思います。

こうした状況を踏まえ、例えば、今回の湧水箇所、この後調査もするということがあります、やはり現状の職員、過去の状況をちょっと調べてみたら、やっぱり今の担当水道関係も半減とはいいませんけども、それに近いぐらい要員が減らされているんです。だからそういった部分で日々のいろんな業務の中で、なかなかそこに関わることも大変難しいのかなと思うんです。だからこういった事業を、やはり民間業者に委託して、それぞれの地域の湧水箇所の調査とか、そういったことを含めて考えてみてはどうなのかという感じも私なりにしないわけじゃないんですけども、そういったことを含めて、もし何か考えがあれば、これは町長のほうからよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 職員数が減っているということで、話し合いをもつことがちょっと滞っているのではないかとのご指摘かと思ひますけれども、私としては制度が取り組むのに非常に難儀しているということが1番だというふうに思ひています。簡単にできるものはすぐにでもできるんですけども、ですから、ご自分でできることはやっただけならばということで町の補助制度も設けて、それを活用されている方が10人ですから結構な数がいます。そして自分のところで1番その地域のここは水が出そうだとか、さまざま含めてよくわかってらっしゃいますので、そこで町の制度も利用して、さらに安定した水を確保していこうということで、それぞれされているところです。

東岡についても、木樋よりもまだ前から、私が平成18年の12月に当選させていただいて、翌年からまちづくり懇談会を始めましたけれども、その時からずっと何とかならないかということでは言われているんです。多分、私の前からもそうだったのではないかとこのように思ひますけれども、ようやくあそこに大きな牧場といひますか牛舎等々ができるようになって、その水の問題がそういったことも含めて解決の方向に向かっていたと、やっぱりその事業にのることができたということがやっぱり大きな要素としてあるというふうに思ひています。そこがまだ木樋地区の部分については、本当に申請しても採択されるかどうか、そして水が本当に前提としての水源がきちん

と確保できるかどうか、先に調査した中で水量は一定あるというふうな報告を受けていますけれども、それで間に合うのかどうなのかという、そういうことも含めて具体的に必要かなというふうに思っているところです。

今ご質問の部分は木樋、二又地区ということでありましてけれども、実は今回のまちづくり懇談会の中でも、最上地区の1番奥の農家の方から、やはり水が段々なんか減ってきているような気がするということで、自分で井戸を掘ろうと思っているんですけども、業者に聞くと300万円ちょっとかかると、町から100万円の補助が出るのは承知しているけれども、ここのところを少し上げてもらうような形というのはできないだろうかというお話もされているところです。ですから、そういうところもありますので、多分ほかにもあるのかなというふうに思います。ですから、この100万円の部分を、あるいは浄水器も20万円ということにしていますけれども、今もっと高くなっているのかどうか、平成26年から比べれば、そういう価格調査もやりながら、資材高騰も含めて、やはりどれぐらいにするかというのはこれから検討しなければなりませんけれども、補助金のアップということも考えていかなくちゃいけないのかなということで、総体的にいろいろ未給水地域の課題を眺めながら、そして補助制度にのれるところは、それにこしたことはありませんので、進めていきたいということで検討しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] 私も今の説明の中で、内容については承知をしているところであります。単にボーリングをして水が出ても、やはりこのボーリングで水をくみ上げる機材が必要です。場所によっては砂交じりで1年に1回交代しなきゃならないよとか、持つところは何年も持つところもあるみたいですけども、やっぱりその取り替えるのにかなりの費用がかかるんだという話もよく聞かされます。今後そういういったところを含めて、もしこういうポンプに対する助成金、そういうところもやっぱり考えてみる必要があるのかなということで申し上げておきたいと思います。

ただ私は、今求められているところの話もあったけども、やっぱり濁らない飲料水を確保して、やっぱり生活できる水を確保してほしいということなんです。地域の方も経費については全て町に負担をしてほしいということ言っているわけではないで

す。工事費についても負担は承知しているよ、だから早く水を供給してほしいんだというのが、やっぱり地域の大きな課題なのです。

町長含めて担当者もわかっていると思うんですけども、とりわけこの木樋、二又地区、先ほど戸数についても話をしましたが事務所を含めれば9軒という話もされてきました。全て湧水地から引いている水が濁っているわけではありません。一部十分その水で対応できる箇所もあるわけです。けども、そのうちの多くの方は、やっぱり春先、あるいは長雨によって水の濁りが続くんですよと、こういうことを言われているんです。風呂に水を入れると黄色いというのです。その黄色い水に入らざるを得ないというんです、何日も。だから、そういったことも含めて、この問題について早急に解決してほしい、そのことを私は強く要望をしたいというふうに考えておりますが、そのことについて、もし担当のほうで今進めている部分、今後の考えがあればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 農業者が多い地区なので、産業振興課としても、その農業者の方からそういった訴えについては聞いているところでございます。

今後の進め方というふうなところでございますが、町長の答弁にもあったとおり、まず水源があるかないかで、この補助事業に乗れるか乗れないかというふうな一番大きなところでございますので、私のほうからは、その地区の代表の方等々に一度水源等々の有無について聞き取りをさせていただきますというふうなお話はさせていただいてはいます。なので、そこから始まりまして、やはりその水源確保というふうなものにつきましては、地域にお願いせざるを得ないのかなというふうに思っています。その後からの設計、そして実施、本事業につきましては、あまり大規模なものではないと思いますので、そこから大体3年、3年で6年後ぐらいには整備できるというのが最短なのかなというふうな形では見込んでいます。

（何事か言う声あり）

6年後ぐらいに当該地区全部に水が行き渡るのではないかというふうな形で予定しております。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君）〔登壇〕 6年後、長いですね、正直言って。もう十数年前から言って、確かに補助事業との絡みでいろいろやっていただいているのは私わかっています。厳しい状況も十分わかっているんです。これ早急に何とかならないですか、どうでしょう。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 十分、関係機関と協議をしていきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君）〔登壇〕 ぜひ早急に対応していただきたいと思います。

とりわけこの地域は、近くに大きなチミケップ湖があります。チミケップよりもちょっと低い地域ということで、過去には、あそこに二十数軒住んでいた地域ですから、この方はみんなそれぞれ井戸あるいは湧水地域から水を引っ張って生活をしたというのが実態であります。だから私は、この箇所については、地域の方も言われているけども、かなりの湧水地があるのではないかということも聞かされております。そういったことで、やはり今後の整備に向けて、今さっきは6年と言ったけども、早急に何とかという話もありますから、ぜひ、できれば令和5年度、来年度整備に向けて、やるという決意をいただきたいのですけど無理でしょうか。

担当の方に。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 先ほど申しましたとおり、やはり事業には、ある程度の条件が整わないと事業化にならないというふうなものでございます。

答弁の中でもあるように、あそこ全戸に引くとなりますと建設課のほうが令和2年度に試算したのでいけば約4億円、今は多分その倍ぐらいになっていると思います。そういったものを単独費で賄うというふうなものにつきましては、無理だというふうには先ほどの町長の答弁のとおりでございますので、なんとか事業化というふうなところを目指しますけれども、いろんな条件等ともございますので、それを1個1個クリアしながら、議員がおっしゃったとおり1年でも早く整えさせるよう努力はしていきたいと思いますが、令和5年の事業実施につきまして、もしくは完了というふうなものにつきましては、正直言って困難でございます。なので令和6年着手から

最低でも5年、もしくは6年というふうなところの計画で現在頑張っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 鋭意努力をしています。補助制度を使いたいということでもありますので、単独でやれば先ほど申し上げましたとおりわずかな6分の1程度の補助金をもらって4億数千万円、おそらくこれは平成2年度の試算ですので、今やると5億円ぐらいになっているのかなというふうに思いますけれども、それでいくと今度、水道料金の値上げ等々がまた出てきますので、ここでやるのにはちょっと困難だなということで、であればほかの方法として、農業の補助を使ってやることはできないかということで、道のほうも予算がありますし、そして、まず前提として水源が本当にあるのかどうなのかと、これは単費でしなくちゃいけませんので、それをした上で申請をして、今度は補助制度として測量設計が始まってきて、そして工事が入ってきくと、あるいは、もしかすると2地区に分けて予算上やりましようかということにもならざるを得ない状況が道の予算もありますので出てくるかというふうに思いますので、今やれることというのは、とにかく水がある所があるのかないのかということ、まずは調べさせていただきたいということですので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] 確かに、説明の中では簡易水道にするとかなりの支出、6分の1補助率ということで、かかる経費が約4億4,000万円とか、そうなれば負担がやっぱり3億円以上になるということも理解をしていますし、また営農用水を使う、この制度を使うと55%の補助となれば、大体2億円程度の負担という数字もありますけれども、ただ今、町長が言われたように、確かに今、資材が高騰しています。その部分でこの額もかなり変わってくるだろうと考えていますから、かなり高額な負担も考えざるを得ないのかなと思っています。

ただ地域の人たちは、多少多額の金がかかってもやりたいんだというのは強い要望なんです。そういったことからして、やっぱり確かにこれからいろいろ補助制度を整理したりいろいろあるけれども、年数を少しでも縮めながら、整備を私はお願いしたいところなんです。

それで、今の内容からしたら水源地、湧水地を見つけるのが先決だという話もありました。これは今年度中にこの水源地というか湧水地に向けて、春先、今の時期はちょっと無理だと思うのですが、4月か5月ごろそういったところまでにこの湧水地を見つけて、そして地域の方と一緒に、この着手に踏み切ることはできないのか、その辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） まずは、先ほど町長からあったとおり、次年度、事業に着手するということについては、今の段階でいけば道との協議、もしくは、しっかりとした計画がない中では厳しいというところが実態でございますので、しかし議員がおっしゃるとおり、水があるかないかというふうなところの調査、もしくは聞き取りにつきましては、地域が農業地帯だというふうなところでもありますから、本年度のこの冬期間の中で地域等の聞き取り等々については開始していきたいというふうに思っております。

その結果、ある、もしくはできるというふうであれば、その後、関係機関と協議をしながら、もしくは補正対応だったりとかというふうな形で、来年度に調査測量等々もありますし、要はこの補助事業は小さい規模の事業となっておりますので、東岡地区みたく1地区の大きな地区で十数億円をいっぺんにかけるというふうな事業の実施が不可能だというふうに判断しております。なので、そこから予算の確保等々がございますので、話し合いは徐々に始めていきたいというふうに思っておりますし、前提である水源の確保に向けては鋭意努力していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] いろいろ議論させていただきました。私の質問を最後にさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、今、担当のほうから、この冬期間中に地域との協議を持つということも言われましたので、ぜひそのことを進めていただきたいと思います。

前段私も質問の中で、本当に職員が減少していることに対して町長の答弁もありました。やっぱり職員の比重が非常に、今、働き方改革の問題もいろいろされていますけども、やっぱり職員の仕事を少しでも軽減させるために、必要な事業については、やっぱり私は委託をしてでもやるべきでないのかなという感じをもっていますから、そのことも含めて、これからの中で未給水地域の関係についても考えていただければなと思うことを申し上げておきたいと思います。

確かに事業の実施については、制度上かなり厳しいことも承知しております。しかし、そこに住んでいる人たちは、津別町民であります。津別町全体が本来であれば簡易水道によって水が供給されることがベストではないかと私自身も考えるところでありますし、とりわけ水は、よく命の源であると、生活をする上では欠かすことのできないものであるということもそれぞれ承知はしていることと思います。そういったことから、やはり町民の皆さんが安全で安心な水が確保できて、そして安心して生活できる環境づくりに向けて、これからも取り組んでいただくことを強くお願いし、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

もし何かあれば町長のほうで。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それぞれ水で困っている地域というのは町内にもそれなりにありまして、その人たちは町の制度を利用して水を確保しているのが実情です。この木樋地区の方については、議員もずっとこういうご質問等々もありましたので、町の費用で水の調査を令和2年に行っています。これはある意味では異例なんです。それぞれ皆さんが独自でやっている部分がありまして、その結果は先にお知らせしたとおりであります。

ですから、まだ地域として議員もおっしゃっていたとおり、今出ている部分で大丈夫な所、それから濁りがひどくてまずい所というのがあります。ですから、今回、令和2年に掘った所は、その地域の中でひどい所があるので、そこの近くで出ないかなということで掘った経過もあるというふうに聞いています。そういう中では、まだ地域の方たちがご自分でトライしたことはまだないんです。ですから、それらも含めて補助金をベースにものを考えていくと、手続きがさまざま出てきますので、どうして

も年数がかかってまいります。最終的に採択されるかどうかというのもありますけれども、それがなかなか難しいというのであれば、選択肢として、じゃあ町の補助制度を使って、独自でやりますというふうな結論にもしかするとなるのかもしれませんが、その辺も含めて、地域とこれから話し合いをさせていただきたいと思っています。

○議長(鹿中順一君) 次に、1番、篠原眞稚子さん。

○1番(篠原眞稚子さん) [登壇] ただいま、議長のお許しをいただきましたので、先に通告した件につきお尋ねします。

成年後見制度の周知と利用促進についてであります。

認知症高齢者は2025年には約700万人に達し、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると予測され、成年後見制度の必要性・重要性は高まっていると思われまます。認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいがある方に成年後見制度を利用していただけよう周知、啓発することが必要ではないかと思ひます。

そこで次の件についてお尋ねします。

一つ目は、後見人が必要と思われる方の人数、実際にこの制度を利用されている方の人数、制度利用者のうち町長申し立てによる利用者の人数は。

2番目は、成年後見制度の周知についての取り組みについて。

3番目は、成年後見制度利用についての今後の方針と計画。

4番目は、市民後見人の養成について、今後の計画と現在活動されている方の人数についてお尋ねしたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(鹿中順一君) 篠原さんの質問に対して、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長(佐藤多一君) それでは、成年後見制度の周知と利用促進についてお答え申し上げます。

はじめに、制度の利用状況についてですが、後見制度は、認知症やその他の病気や障がいにより、判断力が低下した方に対し、財産管理や契約行為など法律行為を支援する制度です。

この制度を利用することにより、悪徳商法による不当な契約、高齢者虐待などの重

大な権利侵害に対し、ご本人を法的に守ることにもつながります。

当町に住む認知症高齢者や障がいのある方の多くは、親族の支援のもと適切な時期に法律行為を行っており、成年後見制度が真に必要と思われる事例は多くありません。過去3年の申し立て件数は、毎年3件程度で推移しています。

対象者の正式な人数把握は困難ですが、支援センターや社会福祉協議会が把握している事案をあわせると、約30名から40名程度と推計しています。

これまで制度を利用した方で、町が把握している件数は、平成25年以降17人で、町長申し立ては4人となっており、亡くなられた方を除くと現在の利用者は11人です。

次に、成年後見制度の周知についてですが、町が後見実施機関として設置した「津別町あんしん生活サポートセンターほっと」が中心となって行っています。

「あんしん生活サポートセンター」の運営は、社会福祉協議会が業務委託を受け、窓口相談や制度周知用のパンフレットの配布のほか、平成26年と平成27年には町と共同で町民向けに成年後見制度をテーマにした講談師や落語家による講演会を開催しています。

成年後見制度は高齢者等の権利を守る大切な制度である一方、内容が難しく一般に浸透しにくいことや、制度を知っても法的な制約を理由に利用に至らない状況もあります。その点を踏まえながら、今後も制度の普及に向け、効果的な周知活動を継続したいと考えております。

次に、成年後見制度の利用に対する今後の方針と計画についてですが、制度の利用は、後見実施機関を設立する際に行った関係機関からの実態把握に基づき、「津別町地域福祉計画」に則って進めています。

今後の方針としましては、現在策定を進めている「津別町成年後見制度利用計画」において、後見制度のさらなる利用促進と、北見地域定住自立圏協定に基づき広域連携を進めることとしています。

次に、市民後見人の養成と今後の計画、現在活動している方の人数についてですが、市民後見人の養成は、平成24年、平成27年、平成29年、令和2年とおおむね3年ごとに計画的に実施しており、来年5回目の養成研修を行う予定としています。

これまでに養成された45名のうち、現在活動されている後見人は12名で、その内

訳は、個人受入として活動中の方が9名、法人後見支援員として活動中の方が3名となっております。

津別町は、近隣の同じような人口規模の自治体と比較すると、市民後見人の養成や後見実施機関の設立に早期に取り組んでおり、養成研修修了者45名のうち約7割の31名が後見バンクに登録され、実際の活動につながっています。

今後も関係機関と連携しながら、地域における権利擁護の基盤づくりに尽力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩とします。

昼食休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩を閉じ再開します。

1番、篠原眞稚子さん。

○1番(篠原眞稚子さん) [登壇] 先ほどの質問につき、町長から答弁をいただきました。

まず、推定になるかと思いますが、後見人が必要と思われる方等についてもお聞きしたのですが、津別町の人口と、それからご近所とか、そういう付き合いがある中では、町長申し立てによる利用者というのはそんなにか、出ていないのかなというふうに考えていました。ずっと町の人口推移等を見ると、高齢者で独居になっている方とか、近所に親戚とか、お世話をしてくれる方がいらっしやらないような状況になっている人が年々増えているんじゃないかなというふうなことを考えながら、成年後見の勉強をすると非常に難しくて幅広いのですが、全く初歩の段階で人数とか町の対応について、今回聞きたいというふうに思いました。

それで、町長申し立ても含めて、現状どのような形で成年後見を申し込まれているというんでしょうか、こんな例が多いとかというのを、ここの段階で教えていただければというふうに思います。

○議長(鹿中順一君) 丸尾保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（丸尾美佐さん） 篠原議員のご質問に答えさせていただきます。

現状、町長申し立てに関しましては、町長が申し立てるということに関して、やはりいろいろ条件がございます。

先ほどありました、ご親族の方が申し立てに同意していただけるようなご親族の方が、ほぼいらっしゃらないような、本当に身寄りがいらっしゃらない方ですとか、あとは、ご親族の中からご本人に対しまして重大な権利侵害、高齢者虐待、例えば経済的な虐待を親族から受けていらっしゃるような方に関しましては、ご親族から事情もお聞きしますけれども、そこで改善に至る場合は申し立てというのは法制度ですので、できればそこまで至らないで解決するケースもございますので、取り下げますけれども、話し合いによってもなかなか難しいという場合に関しましては、町長申し立てということとさせていただきます。今はそのような状況です。

ほかの申し立てに関しましては、町長以外の者は、この方の生活状況ですとか、あとは金銭管理のご様子ですとか、認知症の程度によりまして、やはり法律として後見をさせていただいたほうがいい方は、大体、社会福祉協議会ですとか包括支援センターで把握しておりますので、そこからご理解がある程度ある方はご本人、またはご親族に後見制度のことをご説明申し上げまして、それからご親族の申し立てで申し立てに至る場合もあります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 親族がいてもいろいろ問題があって、町長申し立てということにもなり得るというような話も今お聞きしたのですが、今後に向けては、やはり全部がじゃなくて、社協の今、津別はほかのところよりはいろいろこの制度の取り組みが進んでいるんだろうというふうに思っています。委託をしてというような形もあるので、人口も減ってきて、独居の人が多いいことは、自治会何かの見守りとかそういうのもいろいろあって、大きな事故にならないでいっているのではないかとこのふうにも感じているところなんですけど、高齢化率だけを見ると、ずっと45%、46%ぐらいののでしばらく同じような数字になっているんですけども、中身を見ていくと、やはり独居だったり高齢者のみの世帯が多くなったりということで、

今後に向けては、行政の担当窓口と、それから社協、「ほっと」だとか、あるいはいろんな後見人、法的なものとか、市民後見とかいろんなのがあるのですけれども、ここでやっぱり、それをもってというか、きちっと最後まで住み切れるというか、生きていけるようなふうには、いろんな制度もあるのですが、そこに本当に使いやすかったりというか、なかなか制度自体を理解していくというのは難しいというふうに思いますので、これからもわかりやすくというか、そういうようなことと、あわせて数のところ、2番目の質問の中で、周知の取り組みについてというところでお話もあったのですが、この件に関してのパンフレット等は社協のところの窓口にあるというようなことなんですけれども、実際には、使わないで最後終わるのが1番かなというふうに思うのですが、寿命がどんどんどんどん長くなってきて、最近は90歳ぐらいまでの生活設計はしておかなきゃいけないのかなと思うぐらい寿命がのびてきているんですが、そこまでいくまでの過程での健康寿命というか、その辺のところ、案外、何というか男性だと9年ぐらいでしたか、女性だと12年か13年、そこは、いわゆる寿命までにはそれだけの生活期間があると、このところで多分こういう制度を利用するということになる方が出てくるのかなというふうに思います。それで、種々の時にいろいろ高齢者の方が集まる場というか、そこで既にもうされていると思うんですけども、もう少し自分のことというふうに考えられるようなそういう周知の仕方を何か考えられていることがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 丸尾保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(丸尾美佐さん) ご意見ありがとうございます。

実際に老人クラブですとか、あとは高齢者の方のふれあいサロンの場で健康教室を依頼することが当係でございます。以前は、コロナ禍前は実際に敬老会などに出向いたときに、例えば生前整理ということテーマにご依頼いただいた中で、判断能力が難しくなってきた場合に、このような制度がありますということで、実際にスライドなどを使いながら、なるべくわかりやすくご説明する機会もありました。

あとは、先ほど町長の答弁でありました権利擁護に関する落語家や講談の方がいらっしやったときの講演会は70名ほどの町民の方もお越しいただきまして、わかりやすく講演させていただいたのですが、その後もコロナ禍直前に行った講演会でも生前整

理の専門家の方に来ていただいて、実際に行った町民向けの講演もごございます。実際に集まる少人数の場でも出向いて、機会があれば当係の社会福祉士が中心になりまして制度のご説明などもさせていただいておりますので、今後状況を見まして、また再開できればと考えております。

○議長(鹿中順一君) 1番、篠原真稚子さん。

○1番(篠原真稚子さん) [登壇] 周知というか後見人の勉強会と、それから2回目は行かなかったかもしれないのですが、落語家の方がいらっしゃったときは非常にわかりやすいというか、笑いも交えながら、こうなっていくのかなというふうな形で聞いたのですけども、今コロナだから少しできないでいたのかなというふうには思っているのですけども、やっぱりその場にいた人と、1回目聞いたときと2回目聞いたときは違ってくると思うんです。だんだんやっぱり高齢になってくると、聞いたことの残っている記憶力がだんだん薄れてくるというようなこともあれば、そこに何とか人口も多いので、全部が保健福祉課のサイドでやっていくということになるといろいろあるかと思いますので、そういうときには社会教育の中のものでも、やっぱり何回も聞いていくとだんだんそういうことが認知されてくるけども、これは介護保険と同じにスタートしているとはとても思えないぐらいの認識でいるのかなというふうに思ひまして、それがさらに十何年になると、その時の町の人口構成とかは随分変わってきているんじゃないかというふうに思ひますので、必要なことじゃないかというふうに思うので、コロナが終わった後には老人クラブにも入っていない方もいらっしゃいますし、町の中でも、いろいろなそういう自治会活動を積極的に行われていることがある地域と、そうでないところとか、さまざまあると思うのです。全部を拾い上げるというのは非常に難しいと思うのですけども、1回に限らず回数を打って、こういうものであるというようなこと、せっかくできている、無理強いする制度ではないとは思いますが、でもきちっと知っておくべきものではないかというふうに考えたときに、やはり何年かに1回ずつ市民後見人の学習会もしていると同じように、一般の人向けに、もっと回数を増やしながら制度を理解してもらっていくということが大事じゃないかなというふうに思ひますので、この点についてプラスアルファなのか、これからこういう周知の方法をとっていきたい、そういうものがありましたらお

答え願いたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 丸尾保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(丸尾美佐さん) ご意見ありがとうございます。

実際に、先ほど講演会形式のものも篠原議員がおっしゃるように、ほかのクラブですとか、サロンに参加していない方も、一般の方向けのやさしい内容として周知する機会となりますので、できれば再開できる場面が来ましたら、計画的に取り行ってきたいと思います。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。

○1番(篠原眞稚子さん) [登壇] 今、進行形なのかどうかはわかりませんが、成年後見制度の利用促進に対する法律とか、津別町でも今、進行形なのか、もう出来上がっているのか、これからこんな形でつくる予定であるというようなことが現状でわかれば教えていただきたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 丸尾保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(丸尾美佐さん) ご質問ありがとうございます。

現在、策定を進めております、津別町の成年後見制度の利用に係る計画ですけれども、国のほうで成年後見の利用を促進するために定めておまして、それに則って、今市町村レベルで策定が努力義務ですけれども進められております。

実際に全国の調査によりますと、人口1万人規模以下の市町村で策定を進めているところは、もう36%ぐらいで、あと残りは計画の見込みがまだついていないということが4割以上ということで、なかなか小規模の自治体では推進計画をつくっていくことが難しい状況ではありますが、当町は実際に今、権利擁護の後見実施機関も持っておりますし、中間機関との連携も進めているところですので、素案まではできているということですので完成を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。

○1番(篠原眞稚子さん) [登壇] 今ちらっと見たときに、案外市町村で努力義務というところは努力義務で、なかなか策定されないというのが今まで多かったんじ

やないかなというふうに、この件に関係なくいろいろなところではじっくり考えるとそんなようなところなので、ただ津別町の場合は、ほかからもいろいろ視察に来られているかどうか細かなことはわかりませんが、進んでいるということなので、ぜひ今は素案段階であるということなので、まだ時間があるのであれば、細かなところを再検討してつくっていただければというふうに思いますので、この点はよろしくお願いいたします。

周知に対していろいろ後見制度の今後の方針というのは、利用促進に向けてのことには、ここの3番目で質問した利用についての今後の方針と計画というようなことは、その素案に沿って何年度にはどこまでとか、そういう具体的な計画もされているのかどうかお尋ねします。

○議長(鹿中順一君) 丸尾保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(丸尾美佐さん) 実際に今、成年後見制度の利用につきましては、津別町の地域福祉計画の中でも推進をうたっておりますので、何年度にどこまでやっていきたいと思いますという大きなものに関しましては、地域福祉計画の中でも進めさせていいただいております。

さらに利用を促進するという観点で促進計画が出ておりますので、それに沿ってやっておりますが、何年に何をというところまでは、まだ詳しく決まっていませぬけれども、地域福祉計画を進める中でも急いでいきたいと考えております。

○議長(鹿中順一君) 1番、篠原眞稚子さん。

○1番(篠原眞稚子さん) [登壇] 今、素案づくりと計画、いろんな計画がたくさんあって、必ずしも、その計画が今住んでいる人に見えるような形でできているのかというと、なかなか難しいかなというふうに思います。

それで計画に則って、もし落とせるような、今年度はこれということであれば、今年の仕事か何かはこのようなことも書き込むことができるのかどうかというか、そういうのはどうなんでしょうか。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) その部分については、今、丸尾主幹がお話ししましたとおり令和6年度までのこの計画、これに基づいて今進めているところでありまして、町の

第2期津別町地域福祉計画と社会福祉協議会の津別町地域福祉実践計画というのは、これが1冊の本にまとめているところですが、今お話のありました成年後見制度利用促進基本計画を今策定中でありまして、それはこういうふうに、いつまでに、どういう形で進めていこうかというのも出しているところです。「津別町のしごと」にわかりやすい形で紹介できるようなことを検討して、出したほうが良いということになれば、またそれに掲載することも可能かなというふうに思っているところです。

それと来年度ぜひ実施してもらえないかということで、ちょっと私のほうからも頼んでいるところですが、高齢になって、そういう制度を使われる方というのが増えてくるかというふうに思いますけれども、津別町はずいぶん早くから取り組みを進めていますし、この定住自立圏の中でも北見市にずっとお願いしていた部分、町独自で津別町の場合は進めてきた経過もあります。足りない部分については、今度は定住自立圏の中でも一緒に研究するようなことができるようになってきましたので、さらに幅広くなってくるかなというふうに思います。

それとは別に、やっぱりそこに至るまでに、やっぱりそういう親をいつかはもつような家族だとかというのが出てきますので、少しづれるかもしれないですが、そんなにもずれていないかなと思ひまして、福祉のほうでの講演会というよりも、社会教育のほうに今ちょっと検討してみたいということでお願いしているのは、萩原博子さんはご承知かと思ひますけれども、経済評論家といいますか、いろんな老後のことの本などを出しておりますけれども、最近の新書版では「老後の心配はおやめなさい」という新書版が出ていますけれども、なかなかいいことが書いてありましたので、それを全くテーマにして、来年度、社会教育講座の中で、特に40代とか50代とか、そういう親をこれから扶養していかなくちゃならないというか、そういう方たちに事前の勉強というんですか、知識を蓄えておくと、法律も含めて話し方が非常に面白い方ですので、そういう講座もちょっとセットしてもらえないかということで頼んでいるところですので、予算化されてくるかなというふうに思っていますので、いろんな形で対応させていただきたいと思っています。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原真稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん）　〔登壇〕　今、周知とか利用促進に向けていろんな計画があるということがわかりました。

世代によって深刻というんじゃないのですが、成年後見の話を聞いてみたいという人と、まだ早いかなという人がさまざまあって、どこにするかということも非常に難しいかなというふうに思いますけれども、最終的には、やっぱりここに住んでいる方がやっぱり尊厳をもって、最後まで本当にこの地域で暮らしていただけるというのが1番なんですけれども、いろんな理由があって、そうにはならないとか、今、成年後見なんかの場合は、ずっと本当にいろんな約束または契約事だとか、そういうようなことの心配や何かで、あまり大上段から考えるんじゃなくて、日々のいろんなことに対してこういう支援をしていかなきゃならないとかいろんなことがあって非常に難しいかなというふうに思いますけれども、今、国でもそういう面に目を向ける、それから町もそういう制度促進の条例というのかをつくるとか、そういう中ですので、そういうタイミングで今町長がおっしゃったような後援会ですか。やっぱり本を読むのももちろん大事なんですけれども、その先生の話だと時間がかかると思います。講演で何時間も1人の人の話を聞くのではなくて、やっぱりそのセンス、大事なところをコンパクトにまとめてお話ができるということになるんだろうと思いますので、ぜひ予算をつけていただいて、何とか向け、何とか向けというのはおかしいですけども、そんなふうに区切る必要はないのかもしれないけども、ただ1回ではなくて、少し理解がされるような講演会、講座の組み立てをしていただければありがたいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

先ほどの成年後見と言ったんじゃないかというふうに言われたのですが、市民後見のことですが、来年度もまた講座が開かれるという話も聞きました。コロナ禍でやっぱり外に出るとか、いろんなもので3年に1回ぐらいの計画で市民後見人の講座をやられているようなので、来年もということなのですが、これはたくさんの方に成年後見に対する知識というのか、そういうのを得てもらうということは大事だと思いますけれども、やっぱり計画を立てるときに何か数値目標みたいのがあって、この市民後見の人を、大体津別町の今住んでいる方のこれぐらいの人に理解をしてもらいたいので、3年ごとにまだまだ回数を重ねていくとか、そんなふうな計画で進められて

いるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 丸尾保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（丸尾美佐さん） ご質問ありがとうございます。

最初に養成した年度は平成24年度ですけれども、この当時はまだ後見実施機関が設立されていなくて、実際に包括支援センターの中で把握した事例の中で、重大な権利侵害が起こっている方を身近な住民の方の中で、専門の知識を持った市民後見人の方で支えることはできないだろうかということで、需要もあるかどうかの調査も踏まえて養成がスタートしております。この時に行いました実際の実態把握で、関係機関に実際に後見が必要そうな方はいらっしゃるかというところにつきまして、後見というのも、ただ身寄りのない方にお世話をするという意味ではなく、先ほど申し上げましたとおり第三者による法律行為を法のもとで代行できる方が必要かということに関しては、このときに140人ぐらい認知症の重たい中程度の方に対して、10人ぐらいじゃないかという調査になっていました。10人ということですので、潜んでいらっしゃる見えない方も踏まえて計画的に養成をしていかなければならないのではないかということから、おおむね3年ごとぐらいに、大体この当方で30人ぐらい養成できていればよかったですのではないかと考えながら行っております。

ただ数値的な目標としては、まだこの当時はしっかりできておりませんが、おおむね今のところ、必要な方には、今養成された方の中から社会福祉協議会で行っています法人後見とあわせて、支え手になる方は充足しているかなと思っているところですが、今後伸びてくる高齢者の独居の方が先ほど出ておりましたが、実際に後見が必要な方の伸びてくる状況なども見ながら、今後の養成人数ですとか、あとはどのように計画的にやっていくかということは、先ほど申し上げました成年後見の促進計画の中でもうたっているように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今、後見ということで法律的なということを言われています。そうでなくても、例えば大分レベルが落ちてしまうのですけれども、そこまではいかないけれども、その判断基準ってどこまであるのかというのは非常

にわかりづらいたと思うのですが、やっぱりそういうので結構金銭トラブルで何とか詐欺にあっている方が全部認知症を患っているということではないんだと思うんですが、その辺のところを未然に防いでいくのは成年後見とはまたちょっと違うかもしれないのですが、そんなこととか、この間の福祉のほうから来たアンケートは、ご自分で書けますかみたいな欄があったんです。そういうのも書くのが、介護保険や何かのも結構種類がいっぱいあって、1人では書けないような状況になっている人もいて、それは今のところ包括の方とか、ヘルパーの方とかが行っていて問題がなく何とかなっているのかどうか、私の母も10年ぐらい介護保険のお世話になりました。ただ介護保険がスタートした段階だったので、いろんなところの話も聞きに行ったりしながらやっていたんですけど、やっぱり書き込むという作業はすごく大変みたいです。理解ができて、手が結構不自由で、結構何枚も書かなきゃならないので、もし私が1人になった時に、それって家族がいて書いてくれる人がいればいいけど、それだけ困るなど、その時点のときに、これは大げさな問題ではないんだけど、日々にはそういうこともたくさんあって、ちょっと広がってしまうかもしれませんが、介護保険の話なんかも改めて成年後見の制度をお話するときに、あわせていただけると非常にありがたいなというふうに思いますので、どこかにとどめておいていただければなというふうに思います。

今言ったように、140人の中で10人、今までに既に3回講座を終えてきていて、ほぼ充足されているんじゃないかというようなことで、受けた方にも定期的というか、市民後見人をサポートするような講座もされているので、そこは充実していくんだろうというふうに思います。

やっぱり何ていうか、サービスを受ける人が年々変わってくるんじゃないかなというふうに思いますので、個々の細かなものに全部対応していくというのは非常に難しいかと思いますが、おおよそのところ、いろんな資料だとか、話だとかでわかるようなところは、これから講演会をされるときには実例というか、話すことはないのですが、こんなことがあって、こんなふうな大変なことがありましたとかというふうに言われると、多分、えっ私どうなるんだろうとか、こんなふうにしなきゃいけないとかときちんと聞けるようなことにもなっていくかなというふうに思いますので、

ぜひ周知とか利用制度を広げていくための講演会だとか、講座をするときには、実際に身近な人に話してもらうのが1番かもしれないのですが、それは難しいかもしれませんが、ここは担当している方が実例としてきちっと話していただけると、もっと身近に自分のことのように考えられるのかなというふうに思いますので、その辺もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

一応、実態と、それから今後に向けてというか、それから市民後見等のお話も今日聞きましたので、何かこの話の中でまだ不足して何か考えていることがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 丸尾保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（丸尾美佐さん） まとめになりますけれども、津別町は高齢化率も高いですし、独居で生活していらっしゃる方、あとは高齢者世帯で暮らしていらっしゃる方が、あわせて7割を超えてお住まいだという状況もふまえて、いろいろこれから起こり得る重大な権利侵害ですとか、あとはトラブルなどに早期に対応できるように、これからも包括をはじめ、社会福祉協議会や関係機関の方とネットワークを張りながら対応していきたいと考えます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） [登壇] 今ずっと現状と、それからこれからのことについてお話がありましたので、ぜひ先ほどの話を計画を立てて、実際にいくまでには相当の年数がかかるというようなお話もありましたので、それとこれは違いますけれども、計画を立てながら7割ぐらいに該当する人と、町長申し立てになる割合も増えてくるのかなというふうに思いますので、ぜひ目配りをしながら進んでいていただきたいと思います。

成年後見については以上です。

次の質問に移りたいと思います。

二つ目の質問ですが、既に新庁舎に移って1年半くらい経過している中で、どんなふうに思われるのかということで、お尋ねしたいと思います。

新庁舎は環境に配慮し、災害時の機能も備えた建物になっております。

町民にとっては利用しやすく利便性があるものと考えておりますが、サインとか標識についてですが、こんな声もありましたので町長の認識を聞きたいと思います。

町民が来庁したとき、自分の用件に応じた案内がなく、津別町役場ご案内のボードだけではなかなかわかりづらいと。そういう中で立ち往生したり何かしている人がいれば、職員の方が出てきて声をかけてくださったり、場所まで案内してもらっているというお話も聞いています。

ただ以前にもあったように、自分の目で確かめて、その課に行ったら、例えば介護保険の中でも旧庁舎のときには、その業務内容というのでしょうか、そういうのが書かれていたかと思います。ほかに行っても、例えばパスポート申請はこの課ですとか、たくさんはわからないからぽつんと言っているだけですけれど、そういうふうに入った途端に自分の行きたいところがわかるようになっている、そういうふう考えたときには、ちょっとわかりづらい。これをすぐどうこうということではないのですが、そういう声がありますので、質問いたしました。答弁もいただきましたけれども、職員対応でいいのか、何か改善される考えがあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは庁舎内における標識についてでありますけれども、庁舎を設計するにあたっての基本的な考え方として、来庁者がスムーズに目的の窓口に行けるよう、表示位置や文字サイズ、色使いなど、効果的なサインとなるよう案内機能の充実を図ったところです。

旧庁舎では、職員が手作りで各係の表示と主な業務の表示を行っていましたが、新庁舎では、来庁者が効率よく適切なサービスが受けられるよう、関連窓口を隣接させるなどして利便性を図ったところです。

庁舎入口には案内板を設置していますが、新庁舎に初めて来られる方などはどうしても迷われているようであり、職員が積極的に声掛けをさせてもらっています。

これまで特に大きな問題は生じていないのではと認識しているところですが、さらなる来庁者への利便性を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 今、町長から答弁をいただいたとおりになんじゃないかなと思いますし、新庁舎にするときに、私も役場のサインはどんなふうになるのかと聞きました。そうすると、それ専門の業者が色で統一するとか、そんなようなことが書かれていて、それは素晴らしいものであるんですが、利便性というふうに考えたときに、確かにそういうお隣と関連したものが並んでいるというのは確かにそうだと思うのですが、町民の方はどこが関連しているのかとか、そういうようなところがわかりづらいんじゃないかというふうに言われているんだらうというふうに思います。今、大きさというお話があって、この全体でこの大きさでいいというふうに専門の方ははじいたのだと思いますけれども、実際には1階の所で、役場であまりトイレを借りる方はいらっしゃらないのかもしれないけれども、非常にわかりやすいかといったらわかりづらいんじゃないかというふうに思います。2階に上がってきても、職員の方はわかるかもしれないし、例えば私が使わせていただいて、あそこに行くまで、ガラスの所に監査委員室とか、表示がなかったりとか、必要ないのかもしれない、例えばそういうふうにして、町民の利便性というのと、こういうところを設計して、配置する、デザインする人のところと、ちょっと違いがあるのかなというふうなことも感じていますし、たくさん例えば上がってくるときにポスターなんかも意外とバラバラになっていたりとか、最近すごく貼ってある大きさとか、きれいに貼られていなくて、これは余談ですけども、せっかくいい空間ができていますけども、今、個人の方が入ってきていろいろ申請されることが多いですよ、そうすると、あの1階の所なんかも結構雑然としているというか、せっかく応接セットを置いてある、今、保健福祉のほうでは、庁舎に来られる方が多いので、血圧計の横の所にパイプいすが並べられていたりとか、申請ものが多いから、こっちのほうには大きな紙に何とかと書いてあって、せっかくスマートな設計でいろいろしているのには、何となく見づらいなというふうな感じがしたり、大事なことってもっとコンパクトにきちんとされたほうがいいんじゃないかなという気がするのですけども、中を見てみてなんですか、どんなふうに感じますか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 住民の方が入ってきて、その係の業務内容まで全部書いていたら、これは本当にずっと読んでいるだけで大変な話で、どこの市役所だとか、あるいは道庁に行っても課と係名は書いていたりしますが、大体課で終わっていますけれども、その中で自分が行こうとしているのはここだなど、農業関係だったら農政だとか、そういうような形をとっていますけれども、たまたま古い庁舎のときには、これ、できれば色をつけてわかりやすいようにしてほしいというのは頼みました。その経過というのは、たまたま管内の町村長で4年にいっぺん東京の大会の後に視察に行ったりしているんですけども、その時に被災地、3.11 のところ、大槌町だとかに行った時に、学校の校舎を活用して、役場がきちんとできるまでやっていたのですけれども、大きく柱に色分けをして、例えば民生課だとか、総務課だとか、そういうシンプルに緑色だとか、ピンクだとか、いろんな色を使ってやっていたものですから、これいいなと思って、それで、うちでそんな大がかりなことではできませんので、カウンターの上に似たようなものを色分けしてやったらどうだろうかということでやってもらったりしたんですけども、名前も機構改革をしたりするときには、例えば住民係といっても何をするとどこかわからないので、戸籍年金係という名前にしてもらったりとか、そういう形で、その課だとか係の名前を見ればイメージができるような係の名称のつけ方というのをしてきたつもりでいます。今、大きな看板等々というのは、その時々によってワクチン接種のことだとか、選挙の事前の投票だとか、そういうときについては、こちらですよということで、それにあわせて掲示しているというふうに考えていますし、それ以外は、やはり職員のほうが積極的に声掛けをしていますし、課長たちも何か困っているというか、迷っていそうな人には通りかかるときに、どちらにご用ですかということで話しかけているのを何度か見えていますし、実際に昨日も議会の後、出て行きますと、2階の看板の案内図をじっと見ている方が1人いましたので、何かどちらかにご用ですかと言ったら、もうちょっとで自分で理解できそうなので大丈夫ですと、自分で探そうとしている人もいましたので、いろいろいるかとは思いますが、本当にわからない方は、すみませんけれどもと言って町民の方から声をかけてくる人もいますので、当面、今、それによって看板をまた大がかりに変えるだとか、そういうことはちょっと考えておりませんので、声掛けが1番わかりや

すいのではないかなと思っていますので、そのようにして、とりあえず進めさせていただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、篠原眞稚子さん。

○1番（篠原眞稚子さん） 旧庁舎のときには仕事の内容とかが書かれていて、それはそれなりによかったという声もあるようにも聞いています。今、町長が言われたことはそのとおりかなというふうに思います。ただ、迷っている人を常に見て出ていくというようなことが、ちょっとどうなのかなと思って、ただそういうようなことがスムーズにできるような体制であれば、それ以上のことはないし、2、3聞いてみたんですけれども、私は何でもわからなかったら、入って行ってすぐ聞くから、そうしたら親切に出てきて教えてくれているからというような声もあるし、道庁ではこうだというふうな話がありましたけど、じゃあ北見では住民戸籍だったらこんなこと、こんなことと、ちょっと高い所、カウンターの上、こんなふうにしてみるかどうかは別としても、そういうふうに具体的に書かれているところもあって、どっちを選ぶかという問題もあるのですけれども、そういう声もあるということの一つ認識していただくことと、それから困っているとか迷っている方には声をかけるというようなことが、こんなところに決定はないのかもしれないのですけれども、やはり役場ってそんなに簡単に出入りしやすい所ではないので、ちょっと心してこの用事をたしに行こうと思って出かけて来る人も非常に多いので、そういう住民の方の来庁するときの負担にならないようなことを考えていただければいいなという思いで、こういう声があるということで質問をしたので、そこのところをお含みおきいただきたいと思えます。

何かあればお聞きしますし、なければ終わりたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） そういう不便に感じる方もいるかというふうには思うのですけれども、初めて入る建物というのは役場に限らず、中がどうなっているのかというのはよくわからないと思いますので、たまたま案内板があるので、それを見て自分で探そうとしているんだというふうに思いますけれども、通常はそれだと思いののですけれども、あまりそこに長くじっと滞在されていると、随分迷っているんだなというのは見ていてわかりますので、それは今も積極的にどうされましたかというのは声掛けして

いますので、それに対応していけるのかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第60号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、議案第60号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第60号についてご説明申し上げます。

説明資料の1ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、地方公務員法の一部改正により、国家公務員と同様に定年年齢が引き上げられたためです。

背景といたしましては、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、高齢期の職員に最大限活躍をいただき、次の世代に豊富な知識、技術、経験等を継承していただくためのものであります。

改正内容ですが、定年延長に関して、関係条例の所要の改正を行い、あわせて再任用に関する条例を廃止するものであります。

改正の要点につきましては説明をさせていただきますので、資料の26ページをご覧ください。

定年延長では、主に七つの措置がなされます。1点目が職員の定年年齢の引き上げです。現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とするものです。

2点目が、組織の新陳代謝を確保するため、役職定年制を導入いたします。管理職の者は、定年延長後は主査職以下とするものであります。

3点目が、定年延長後の給料に関する措置です。定年延長後は、適用されている級及び号俸の7割水準となるものであります。

4点目が、退職事由の特例と退職手当の取り扱いであります。60歳から定年年齢までの間に退職しても、事由は自己都合等ではなく定年退職とされます。退職手当の支給時期は、定年延長された退職時となります。退職手当の額については、ピーク時特例というものが適用されます。詳細は後ほどご説明いたします。

5点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入であります。現行の再任用短時間勤務制と同様の制度であります。違いは任期でありまして、再任用短時間勤務制度は1年ごとの更新でありましたが、定年前再任用短時間勤務制度は定年退職相当日までとなります。

6点目は、事前情報提供・勤務意思確認制度の導入であります。60歳になる歳の前年度に定年延長後の勤務条件の情報提供と勤務意思を確認するものであります。

7点目は、再任用制度の廃止と暫定再任用の特例措置です。現行の再任用制度の名称が暫定再任用制度と変わります。なお、この暫定再任用制度も令和14年3月31日までの時限付きの制度となります。

次に、資料27ページをご覧ください。

まず上の図ですが、段階的に定年年齢が引き上げられること、再任用から暫定再任用に名称が変わること、暫定再任用制度が令和14年3月31日までの制度であることを図解したものであります。

次に、下の図であります。定年延長の給料に関する7割水準の措置につきまして図解したものであります。管理監督職以外であった職員は、60歳到達後3月31日に格付けされている級及び号俸の7割が給料となります。例示として4級111号俸の場合で記載をしております。

次、28ページをご覧ください。

上段の図は、管理監督職であった職員は給料の7割措置について図のような計算がされまして、階段の右端、緑の部分の調整額が付加されます。計算は複雑なのですが、

結局のところ、この調整額により管理職の際に支給されていた給料の7割である28万6,000円となるものであります。

次に、下段の図ですが、先ほど説明いたしました退職手当のピーク時特例を図解したものであります。退職手当の計算を60歳時の給料の期間①と、給料の7割措置後の期間②で、それぞれ短小し合計したものが退職手当となります。

次に、29ページをご覧ください。

今回、改正をする条例を一覧にしたものであります。

なお、退職手当については、当町が加盟する退職手当組合の例規となりますので、町で行う改正には含まれておりません。

それでは、改正条例の新旧対照表についてご説明いたしますので、すみませんが1ページにお戻りください。

津別町職員の定年に関する条例ですが、章立てに改正をしております。第1条は趣旨規定で、法改正に伴い関係法令を追加しております。

資料の2ページから3ページの第3条と第4条では、主に定年年齢を65歳とすることなど、定年制度についての改正であります。

次に、3ページから7ページまでに及びますが、第6条から第11条では主に先ほど説明いたしました役職定年制及び管理職としての勤務を継続できる特例について規定をしております。

次に、8ページの第12条及び第13条では、定年前再任用短時間勤務制について規定をしております。

次に、9ページの附則第3項では定年年齢の段階的な引き上げについて規定をしております。

次に、10ページまで及びますが、附則第4項では事前情報提供と意思確認制度について規定をしております。

次に、10ページから12ページに及びます、津別町の分限についての手続及び効果に関する条例ですが、主に役職定年制の導入に伴い降給について規定をするものであります。

次に11ページから12ページまで及びます津別町職員の懲戒の手続及び効果に関する

る条例ですが、減給されている職員の降給の措置について規定をするものであります。

次に、12 ページから 13 ページに及びますが、津別町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例ですが、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、職名の改正をするものであります。

次に、13 ページから 14 ページに及びますが、公益的法人等への津別町職員の派遣等に関する条例は、主に派遣できない職員について役職定年を特例により延長された職員を追加するものであります。

次に、14 ページから 16 ページに及びますが、津別町職員の育児休業等に関する条例については、育児休業をすることができない職員について役職定年を特例により延長された職員を追加すること及び定年前再任用短時間勤務職員等の導入に伴い職名を改正するものであります。

次に、16 ページ、津別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、引用先の法を改正するものであります。

次に、16 ページから 25 ページまで及びますが、津別町職員の給与に関する条例につきましては、主に定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う職員の職名の改正を行っております。また附則では、先ほど説明いたしました給料の7割措置について規定をするものであります。

次に、25 ページです。津別町職員の特殊勤務手当に関する条例は、主に引用先の法を改正するものです。

このほか資料にはございませんが、津別町職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

資料については以上です。議案のほうにお戻り願います。

ただいま説明いたしました内容を条文としたものであります。施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものであります。附則第11条の規定につきましては、公布の日から施行することとしております。

附則第11条というのは、令和5年度に60歳となる者に対し、令和4年度中に定年制度の情報提供及び勤務意思の確認をすることを規定する条項であります。

なお、経過措置として定年延長に関する所要の措置として、主に暫定再任用につい

て規定をするものであります。

以上、議案第 60 号の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

5 番、山田英孝君。

○5 番(山田英孝君) 1 点だけお聞きしたいと思いますが、津別町職員の定年等に関する条例の一部改正の中で、先ほど説明がありましたが、管理職の上限年齢、第 7 条で年齢 60 歳とするということで上限年齢が定まっています。そして、この第 9 条において、この年齢が 9 条で特例条項があつて、60 歳を過ぎても勤務させることができるというようなことで特例があるのですが、今現在、津別町でこの特例に該当しそうな役職、あるいは想定される役職といった場合は、どういう役職なのかお聞きしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 総務課長。

○総務課長(松木幸次君) 管理職の役職定年の上限の年齢であります。特に特例条項というものが今回ございますけれど、現在、具体的に想定しているものはないのですが、例えば専門職で、その方がちょっと抜けると業務に支障があるだとか、あと大きなプロジェクト事業などをやっていて、専門にやっている方で、その方が抜けると、また進捗にも影響があるというようなときに特例的に続けることができるということで規定をしております。

○議長(鹿中順一君) 5 番、山田英孝君。

○5 番(山田英孝君) 今の説明では、毎年のように例えば該当するだとか、そういったような事例はないというようなそういう判断をしてよろしいということですか。

○議長(鹿中順一君) 総務課長。

○総務課長(松木幸次君) 決まって今のところやるということはないですけど、一応できるということで、こういう規定を残しております。今後、もしあることがあればそういうこともできるということで条項を残しております。

○議長(鹿中順一君) 2 番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 確認で1点お願いします。

26 ページの概要の説明のところでもとめが載っているのですが、再任用を段階的に暫定で行うということで、そこに令和14年3月31日まで暫定ということで、ここで段階的というものが全てここで完了して移行すると、完全移行ということでよろしいかどうか、確認をお願いします。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（松木幸次君） 今おっしゃられたとおりで、27 ページの上の表をご覧いただきたいと思うんですけれども、青い線のところで暫定再任用というところが、これは暫定再任用が存続するところなんですけれども、令和13年度で暫定再任用が終わりますので、令和14年3月31日で暫定再任用はなくなるというものでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 説明資料の27 ページの上の段の職員の定年年齢の引き上げでお伺いしたいのですが、昭和36年から昭和42年まで段階的になるわけですが、現職員で昭和36年、昭和37年とずっと昭和42年まで、もし差し支えなければ人数を教えてくださいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（松木幸次君） 人数までは把握していなかったのですが、今およその数でちょっと違うかもしれませんけれども、昭和36年は2人ほどだったかと思います。昭和37年が4人です。昭和38年についても4人だと思います。昭和39年が2人ぐらいだと思います。あと昭和40年については5人か6人いるんじゃないかと思いますが、ちょっと昭和41年、昭和42年というのは確かいなかったような・・・。

（何事か言う声あり）

昭和41年はございません。昭和42年に1名いるということでもあります。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内 彬君。

○9番（山内 彬君） 今、該当の人数をお知らせいただいたのですが、このように定年が延長になるということは、当然新規採用に影響するのではないかと思います。このことによって新規採用が停滞するかどうか、町長に考え方を伺いました。

いというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 新規採用をストップするというか、ゼロにするというのはありません。その年によってやめる方が、その年によって違います。暫定で再任用ということで、引き続いて働く方もいますし、それから、これをもってということでやめられる方もそれぞれおります。今までやはり見ていて、私が町長になった時、8年ぐらいのブランク、職員ゼロというのがありまして、そこに社会人枠というのを入れながら、ずっと今一つの線に、あと確か3カ所ぐらいゼロになっている世代があるんですけれども、大体揃えてきたつもりでありますので、ゼロとすることはできるだけ避けたいなと思いますので、ですから、これ以降も人数はまたその都度検討しますけれども、ゼロにすることはないということです。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 14ページの先ほど山田議員が質問したのと同じなんですけど、公益法人と津別町職員の派遣の際、管理職の期間が延長されるということなんですけど、例えば具体例で言うと、認定こども園ですとか、観光協会、さんさん館になるのかな、そういうふうに外に派遣したとき、さんさん館は違うのか、こども園のほうのような場合はこれに該当するということで考えていいのかということと、その際、管理職ですから管理職手当が出ると思うんですけれども、給料のほうは3割減になって派遣されるのかどうか、その点について教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務係長。

○総務係長（坂井隆介君） ただいまの公益的法人への派遣について、こちらで言っているのは、特例任用された管理職については派遣することができないということの規定している条文になっております。

今おっしゃった、例えば管理職の方は派遣できないのですが、ほかの職員は派遣できるというような形になります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 60 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 76 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 5、議案第 76 号 津別町大通地区コミュニティ施設条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課参事。

○住民企画課参事(加藤端陽君) ただいま上程となりました、議案第 76 号についてご説明いたします。

資料は、追加となりました別冊の資料 1、薄いほうの資料 1 ですが、そちらの 1 ページをお開きください。

本条例に関しましては、既に両常任委員会及び全員協議会において説明をいたしておりますので概略の説明とさせていただきます。

まず制定理由に関しましては、現在建設中の大通地区コミュニティ施設の円滑な管理を行うため、条例を制定しようとするものであります。

条例概要につきましては施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとしております。

内容につきまして要点を絞り説明いたしますが、第1条、設置の規定では、商業施設、公共交通拠点、図書館を複合施設として整備し、交流によるにぎわいを生み出すことを目指し、地方自治法第244条の2第1項の規定、つまり公の施設と位置づけ目的をもって本施設を設置するというふうにしております。

第3条では、施設の構成について規定しておりますが、同条第2項において図書館の設置については、津別町図書館条例で定めるものとしています。

2ページに移りまして、第4条、開館時間及び休館日についてですが、こちらは規則で定めるとしてしておりますが、規則では開館時間を午前5時45分から午後8時30分まで、休館日は年中無休というふうにしております。

第5条では、指定管理者による管理を行わせることを規定し、第6条以降で指定管理者が行う業務ほか関連する規定を定めております。

3ページの第7条、こちらでは交流エリアの利用許可、4ページの第9条以降では、その利用料金や利用者の義務に係る規定を定めております。また5ページからは、同様にテナント部分の利用許可、7ページの14条以降では利用料金、それ以外の費用負担、借受終了後の現状復旧に係る規定を定めております。

9ページ、10ページには別表になりますが、交流エリア及びテナント区画のそれぞれの利用料を掲載しております。こちらの範囲内で指定管理者が定めるというふうになっております。

それでは議案書にお戻りいただきまして、ただいま説明いたしました内容について新規制定の条文としたものでございます。

条文の最後、附則の1といたしまして、この条例は令和5年4月1日より施行するものとし、2において施行前における指定管理者の選定等に係る準備行為ができることを定めております。

以上、議案第76号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

ありませんか。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 10ページの商業施設のバックヤードを含む月当たりの利用料金49万3,000円となっております。お尋ねしたいのは、今これ、ここで可決されると、この後、補正の中で什器の補正があると思うんです、その金額は、この中に含まれていないですよ、そうすると、もう一度この金額に関して、この条例の補正をするということですか。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 今の質問ですけど、いわゆる什器の部分でいきますと、いわゆるかかる費用の部分の什器を全部含んでおります。補正がこの後控えておりますが、補正がされなかった場合において、されなかった部分の什器の部分に割り当てるか、もしくは他の家具類でその辺を補うかによって、この辺は変更になる可能性があるということで、基本的に必要なものは全て含んでの金額というふうになってございます。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） これ追加議案なのであれなんですけど、だから僕、順番が違うんじゃないかなと思ったんです。先に補正を通して、補正のその什器代を含んでるのであれば、補正を通してからこの条例を上程すべきではないかと思ったんですけど、何か今の説明はよくわからなかったんですけども、結局今、含んでいない状態で49万3,000円という金額が出てきていると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 議員のおっしゃることはわかるのですが、今回はじいた部分でいけば、全て必要な什器を含んでの利用料金というふうに設定をさせていただいております。この後、補正も控えておりますが、補正については備品購入費の一部でございますが、そこで、もし補正がされなかった場合は什器の構成というものを見直します。そこで、ここの利用料金に関わる什器を含むか含まないかは今後ちょっと内部で検討いたしますが、補正額が全てこの什器を含んでいるというよりは、認められなかった場合は、ある予算の中でこれらの什器をそろえていきたいということでご理解を願います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） それでは何点かお伺いしたいと思います。

12日の協議会でかなり質問をさせていただいたのですが、まず2ページのほう、第6条のこの中に、3号でテナント区画の借受けの許可及び第14条に規定する料金の算定並びに収受に関する業務と書いてあるのですが、この中で右側のほうに説明がされております。12日のときに指定管理の関係でいろいろ議論させていただいたところはあるのですが、この指定管理のいわゆる説明のところ、テナント料と負担費用を収受すると書いてあるのですが、確か指定管理料は800万円を予定しているということで先日の説明で伺っております。条文をずっと読んでみますと、指定管理料800万円プラス、このテナント利用料もこの指定管理者の収入になるというふうに考えられますけれども、そのほかの利用料プラス事業収入、これは指定管理の収入というふうにこの条文を見ると見受けられるのですが、とすれば、800万円プラス、先ほど別表の2で掲げている料金、これは指定管理の中の収入に含まれるのかお伺いしたい。ということは800万円プラステナントの利用料金だけで、既に、例えばまともに計算するとなるのではないかと思うのですが、そういう考え方でよろしいのかお伺いしたいと思います。

6条の3号のところ、下段に書いてあります料金の算定並びに収受と書いてあるのですが、この算定というのは何を指しているのかお伺いしたいと思います。

第14条はテナント料の利用料のことについて規定しており、その中に算定というふうに条文に書いてあるのですが、算定というのは何を指しているのか伺いたいと思います。

続きまして7ページのほうをちょっとご覧になっていただきたいと思います。第14条、これはテナント料というふうに14条の上を書いてありますが、正しくはテナント利用料になるのではないかなと思います。

そこで、この次の条文の第15条の2項の第1号に許可を得て借り受けるテナント区画における電気、ガス、灯油及び上下水道の使用料金相当額と書いてあるのですが、右側のほうに説明があります。電気それから水道料金はそれぞれ区画ごとに各々支払うことになる、というふうに説明されております。そこで、この灯油という

のはよくわかりませんが、あそこの施設で灯油はどこに使うのかわかりませんが、そうするとチップボイラーで暖房するという設備になっておりますけれども、暖房料というのはどうなるのか、この中ではよくわかりませんので、この借受者が負担する費用は明確にそのあたり示すべきでないかなというふうに思います。

それから、同じくその下の3号のところに、コミュニティ施設における保険料、保守費及び点検費等と書いてありますけれども、保険料というのは何を指しているのか説明のところにもございませんけども、これは何を指しているのかお伺いしたいと思います。

次の8ページの第16条、ここが問題だということで、12日の協議会の時も質問させていただきましたけれども、テナント料及び負担費用の減免という条文がここに書かれております。ここに書いているのは、別表で49万3,000円、例えばテナント料の上限だと思いますが、指定管理者はその範囲内において決めることができるというふうになっておりまして、その時に町長の承認も必要だというふうに条文でうたっています。にもかかわらず、ここで町長が特別の事由があると認めたときは云々となっております。それで今、町で指定管理している施設はたくさんございますけども、その設置条例を見る限り、この減免についてはほとんどうたわれておりません。何でこのコミュニティ施設だけが第16条を設けたのかよくわかりません。同じ指定管理をしている施設と特別な区分をして、この指定管理をするのかどうかわかりませんが、町長の特別の事由はあると、この特別というのは何か説明もありませんけども、何なのかと。

それから先ほど申したとおり、テナント料というのは町長の承認を得て定めるというふうに条文に書いてあって、それをまた減免のところに減額しと書いてあるんですけども、よくわからないと思います。ほかの費用負担についても減額、減免というふうに書いてあります。この費用の部分ですけども、負担費用については、当然テナントはスーパーとハイヤー会社が入るということで、これは実費がかかる経費を減免とか免除できるのかどうか、これはおかしい話ではないかなと思います。それは、ほかの指定管理をしている条文にはほとんどないと先ほど申し上げましたけども、例えばみいとインにしたら、もうほとんど自分で営業活動をやりながら、こういうものもほ

とんど減免なしに商売をやっていると。片やこのテナントがこういう形で減額だとか免除すると、これはおかしい話だと思います。もし減額、免除したら、これ誰が支払うんですか。指定管理者が払うことになるのか、その辺りがよくわからない。当然もらうべきものを減額にするということは、指定管理者が泣くということではないかなというふうに思います。ということは条文に書いてあるとおり負担費用については町長が収めるというような形になっていますけれども、この条文で非常におかしい話ではないかなと。12日の時にも私大分言ったんですけども、公の施設でスーパーとかこういうものを設けて、かつテナント料の減額、それから費用負担の減額、免除するということは、今、町で個人事業者含めて自力で商売をやっているのに、もう優遇された形であそこに入って、なおかつこういうことを条例でうたってされるということは、これはおそらく町内の個人事業者含めて、そういうことを聞いたら非常に問題になるのではないかと。かつ町政の不信にもつながると私は感じるのですけれども、それあたりについて説明を願いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 順番を追っていますが、まず利用料といいますか指定管理者の収入の部分になりますが、基本的には利用料、テナント部分も含めまして費用負担も含めて、いったんは指定管理者に収入としてこれを受けなきゃいけないというふうに考えております。それを指定管理料 800 万円と一度説明しましたが、それに合算してというか、一度は収入にするのですが、これはほかの条例でもそうなんです、町としては、そこからまさしくテナント部分に関しましては、これは指定管理者との協定というふうになると思いますが、それはそっくりそのまま町のほうに収めていただくというような形の納付金として収めていただくような形で、そんな形で管理をしたいというふうなことで考えております。

これらの算定という文言ですが、49万3,000円と2万5,700円という部分が、これはあくまでこの範囲内で指定管理者が定めるという意味で、その範囲内というところで、この金額から下げる場合の作業をひっくるめて算定という言い方をしていますが、それらをして町長、町が認めた場合は、それを月額として収入としてよいということになります。

7ページのいわゆる費用負担の部分ですが、想定できるものをここではうたっておりますが、もちろん個々に払えるものは個々に電力でいけば電力会社と契約をしていただく部分になるかと思えます。灯油に関しましては、協議会のほうでも説明いたしました。バックアップボイラーを備えておりますので、いわゆる補助暖房的なものというふうに考えていただければと思えます。いわゆるチップも含めた暖房料についてはどうなるという部分ですが、こちらに関しましては全員協議会でもご説明したのですが、各テナント部分に関しましては、これらの熱源は使用しない暖房というふうにしております。いわゆる電気を使った空調機、エアコンで冷暖をとっていただくということですので、先ほど間違えました、電気代に関しましては子メーターをつけて管理者が収受するのですが、暖房につきましては各テナントも電気というふうになりますので、適切な料金を収受したいというふうに考えております。

保険料などについてもそうですが、こちら施設としてやはり主に火災とかですが、今入る必要があると、例えばテナントがその責任においてそういうことをした場合は、そちらの保険で払っていただきますが、そうじゃない場合の火災というのも十分想定はできますので、ある種施設全体の保険料としては入りたいということを考えております。

16ページの減免の部分でございますが、こちらでも説明したつもりだったんですけども、こちらは月額テナント料に関しましては算出の上、町が認めるものを月額としていただくと、その月額家賃に対して減免ができるという部分で、何を想定しているかというのは、例えば今回、コロナ禍において、各種指定管理者についても指定管理料があれだったり、使用料の免除があったり、そういうことをしておりますので、そういうことを想定しての条文でございますので、ある意味そういうあまりあることはないかもしれませんが、そういうものに備えた部分で、やはり条文として設けておいたほうがいだろう、他の施設に関してはないものかもしれませんが、今回そういうようなことに備えてこういうことを明文化したということでございます。

みいとインつべつとかに関しましては、今回コロナにおいて使用料の免除等もやっている部分もありますので、そういうものを想定した条文というふうになってございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） あまりわかりやすいというか、よくわからないのですが、2ページの第6条の指定管理料 800 万円を予定していると、今の説明ではテナントの利用料金は指定管理者が集めて町へ納付すると、今お答えいただいたのですが、それはどこにうたわれているのかよくわかりませんが、これを見る限りではそういうふうに取り扱えないのですが、通常、指定管理を受けたら利用料金というのは指定管理の収入になるのは原則で、それから今の説明では町へその分をトンネルで収めるという形で今お答えいただいたのですが、この条文ではほとんどわからないと、これは明確にすべきではないかなと思います。

それから7ページの第15条もこれもあいまいで、負担する費用のところですが、灯油暖房というのをつけるのかどうかはわかりませんが、おそらく集中暖房で暖房というのはシステム上なるのではないかなと思います。というのは集中管理じゃないと、あれだけの施設をコントロールするというのは非常に難しいと私は思うのですが、チップボイラーですか、それを導入して全館多分されると思うのですが、どのようにこれを算定するのかわかりませんが、それあたり明記されていない。これは灯油は暖房なのか誰もこれわからないと思います。

それから右のほうで説明がありますけども、先ほど減免のところでは話をしたのですが、いったん指定管理者がこの費用を受けて、指定管理者が多分これは町で払うものは払う、個々に払うものは払うと、そういう形じゃないかと思うのですが、これ減額した場合に指定管理者が自分の減額された分を賄うのか、それか減額した分だけで町に支払って減額で生じたマイナス分は町が泣くことになるのか、これはよくわかりませんが、なぜかという、ということは町がもし仮にこの減額した分を町がもつということになると、コロナであろうが何であろうが想定されてこういうことを考えたというのですが、それあたり、この条文ではわかりづらいし、第16条の関連と、今、町で指定管理している公の施設、それあたりの関係がこういうふうな条文で先にうたってしまうと、町のやり方としてはおかしいのではないかと。かつ民間の事業者が、こういう影響を受けても頑張って営業をやっていると、そういうことを考えると、ここに条例としてうたうのが難しいのではないかと。もらうものはもら

って、コロナとかそういう影響を受けたら支援するのは支援すると、そういう形のほうが公の施設を条例でうたって管理する場合、正規のやり方ではないかなと思います。

それからちょっと戻って第15条の保険料、公の施設というのは町が全体保険料をかけるというのは当たり前の話で、その分の相応の分を計算して、いわゆる借受者からもらうのか、これはちょっとよくわからないのですが、それあたりについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） まず2ページの部分でございますが、いったん指定管理者が収入とするというのはご理解いただいていると思いますが、これはあくまで指定管理者との協定において納付をしてくださいというふうにとらうというふうにしたいと考えております。指定管理者と町とでももちろん条例にない協定で決める事項というのはかなりあるというふうに想定をしておりますので、そういうこと細かなところまで条例でうたうとなると、なかなか条例の本来の意味というのとはちょっとそぐわなくなってしまうというのがあるんで、細かい規定は指定管理者と町の協定において行うべきものというふうに考えます。

7ページの灯油の部分の話もありましたが、灯油だから集中暖房じゃないということではなくて、灯油はあくまで、この庁舎もそうですがメインの熱源は木質バイオマスのもので使いつつ、当然バックアップとかそういうものが必要になりますので、バックアップボイラーとして使っている部分の灯油が出てくるということになるかと思っております。こちらに関しましては、主に図書館の部分と、その他共用部分になるかと思っておりますので、図書館とのそれなりの按分は出てくるのかなと思っておりますが、テナントさんとは今のところあるという想定はございません。

8ページの減免の部分でございますが、当然協定書の中においてもそういう不測の事態といいますか、あまり想定できない事態において、そのように町が減免する場合は、当然納付金額もその分減額をするというふうになるかと思っております。議員は町が泣くというようなご意見がありましたが、先ほども私、コロナがあった場合についての想定というふうなことも一つの想定の話ですけれどもさせていただきましたが、コロナにおいても減額する場合は、町としても財源があってやっていることですので、

基本的には、そういうこと以外はあまり考えられないのかなというふうに想定をしております。

保険料に関しましても不審火といいますか、例えば放火だとかがあった場合は、じゃあ誰の責任かとなるので、そういう場合も速やかに対応するためには町として当然施設全体に保険をかけておくというのは一つ必要なことだと考えて、それに見合ったご負担をいただくと。あと各テナントさんがそれぞれの責任において火事を起こしてしまったりする場合も考えられますので、そういう場合は使用者側のほうでそれ相応の保険はかけていただくというような形を想定してございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 一番問題になるのは第16条だと思います。今、設置されている指定管理者に管理させている公の施設が4か5個ありますけれども、その設置条例にはこれあたり何も書いていないわけです。なぜこだわるかということ、利用料金もあるんですけども、費用の負担について減免、免除と、この中には電気料あり、光熱水費あり、たくさんあるのですけども、それを個々にうたうのがおかしいというふうに申し上げているのであって、これを整備して後からほかの既存の条例を整備することなのかよくわかりませんが、今回のこのコミュニティ施設が特別扱いという形なのか、それあたり条文を見る限りでは後者は特別扱いになるし、先ほどから言っている町内の個人事業所だとかそういう方が、これを見たら非常におかしい話であり混乱が起きると想定されるので、やはり町がこういうふうに公の施設を建ててテナントをするのであれば、やはり民間とのバランスだとかいろいろ考えるのが筋であって、そのあたりの感覚がよくわからないと、なぜこの条文をここに入れたのか、どこかの自治体の条例を見てつくったのかどうかはわかりませんが、やはり今、こういうことは非常に敏感に町内業者含めてなっているのです、そのあたり、きちっとしたものをやはりやるべきではないかなということで再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） 議員のおっしゃることもわかるのですけども、我々としては新規でつくる条例ですので、過去にこういう事例があったという点でいけば、今回、条例のほうに反映をさせたということで、あまり深く考えなくてもよろしいの

かなと思いますけれども、何度も言いますとおり、我々としては想定しているのはコロナのような場合において、今までも指定管理、それに限らず使用料や例えば水道料の減免、免除等もやっている中で、そういう事実があるので今回新規制定ということでこういう条項を設けたということで考えております。

条例というのは、あくまで最低限の基準で、禁止事項等を制定するものというふうに考えますけれども、今回、過去にあった事例もあるのでこのように条文として正規にうたうことといたしたということでご理解のほうお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長何かありますか。

（「ありません」という声あり）

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 確認ですが、今の16条のところですが、当然ほかの事例ということで、今あげられていました緊急的なコロナを対象としたことがあって、各委員会や全員協議会などで事前に協議されていたことと思います。今、不測の事態という想定の話がされましたが、条例ですからその分も含めましてお聞きしたいのですが、そういう事柄があったときは、やはりそういう各種委員会や議会との相談のもとでということよろしいのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課参事。

○住民企画課参事（加藤端陽君） そのとおりというふうに考えていただいてもかまわないと思います。

コロナを例にいたしますと、当然、コロナの交付金をどういうふうにするかの一つにああいう提案をさせていただいた部分もございますので、そういう財源に関わることでありますので、事前に相談するということはやっていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 山内議員さんのおっしゃったことと、今、渡邊議員さんのおっしゃったことは共通していると思いますけれども、今、参事が申し上げましたとおり、これまでもそうですし、減免してほしいというようなとき、あるいは指定管理料

を増額してほしいとか、それは文書でいただいています。それを委員会で協議をさせてもらって、この額でいかどうかというようなことも含めて了解をいただいて、そして予算を補正したりしていますので、もうこれについてもこれは特別な扱いをするということではありませんので、従来の形で進めていくことになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 76 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 61 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、第 61 号 津別町図書館条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（谷口正樹君） ただいま上程となりました、議案第 61 号 津別町図書館条例の制定について説明させていただきます。

説明資料 30 ページをご覧ください。

本条例は、現在建設中である複合施設に図書館が入ることから、その設置に関する条例となっております。制定理由は、町民の知的自由を確保し、文化的素養を高める生涯学習の場、地域コミュニケーションの拠点として誰もが気軽に利用できる場として図書館を建設するための新規の制定となります。

条文について簡潔に説明させていただきます。

第 1 条では設置についてです。図書館法に基づき、津別町図書館を設置します。

第 2 条では名称と位置についてです。名称を津別町図書館、位置を複合施設と統一し、津別町字大通 31 番地としています。

第 3 条では職員についてです。職員の配置には、図書館には館長、司書及びその他必要な職員を置くこととしております。

第 4 条では損害賠償について、第 5 条では館長への権限の委任について規定しております。

説明資料 31 ページをご覧ください。

第 6 条では管理委託についての規程、第 7 条では規則への委任について規定しております。

附則についてであります。関連条例の一部改正を規定しております。その下に関連する議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例について新旧対照表をご覧ください。

第 2 条の長期かつ独占的な利用には、議会の議決を得なければならない施設の第 12 号に図書館を追加する規定となっております。

議案にお戻りください。

第 61 号について、ただいま説明したものを条文化したものであります。

施行日は、令和 5 年 4 月 1 日から施行としております。

以上、説明とさせていただきますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

2番、渡邊直樹君。

○2番(渡邊直樹君) それでは2点ほどお聞きします。

3条のところに図書館の館長ということが載っていますが、図書館の館長ということは、今、想定はされているのかお聞きしたいと思います。

また、必要な職員を置くとありますが、新しく建設される図書館に生涯学習課の職員の配置が考えられるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐(谷口正樹君) 渡邊議員のご質問に対してですが、今のところ館長には生涯学習課長というのを想定しております。

その他必要な職員を置くということですが、今、図書司書が役場職員として正規職員ですので、その2名配置するのとともに、営業時間内、館内も広がっていますので、その辺も踏まえた上で会計年度任用職員とかそういった人を配置したいと考えております。

○議長(鹿中順一君) 2番、渡邊直樹君。

○2番(渡邊直樹君) 確認なんですけど、館長は生涯学習課長ということで、その図書館に常駐するという意味ではなくていいということなのかを確認をよろしくお願ひします。

○議長(鹿中順一君) 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐(谷口正樹君) 館長のほうは常駐するわけではございません。

○議長(鹿中順一君) ほかに。

5番、山田英孝君。

○5番(山田英孝君) この条例ではなく、多分、規則でうたわれてくるかなと思っているのですが、図書館の開館時間についてお聞きをしたいと思いますので、お願ひします。

○議長(鹿中順一君) 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐(谷口正樹君) 山田議員のご質問ですが、開館時間はそのとお

り規則のほうでうたうこととしておまして、今現在、午前10時から午後6時までの時間としていますので、今のところ現状どおり、そのまま進める予定としております。

○議長(鹿中順一君) 5番、山田英孝君。

○5番(山田英孝君) 現行どおりの予定ということなのですが、ただ、今回新たに図書館という形になるというのとあわせて、複合商業施設ということで多世代が交流をして、賑わいを生み出していこうと、そういった部分でいけば職員の勤務時間等も絡んでくるかなとは思いますが、午後6時というのは、やっぱり勤務をされている方の部分はなかなか利用できないような時間だなというふうに思うのですが、平日のこの夜の賑わいを生み出すためには、例えばもう1時間ぐらい長くしてもいいのかなという部分はあるのですが、この辺は図書館の建設の検討委員会でしたか、そちらのほうでは、この開館時間の部分についてどんな議論がされていたのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐(谷口正樹君) ただいまの開館時間についてなのですが、検討委員会のほうでもやはり夜の部分の開館の話は出ました。ただ、やはり山田議員の言うとおり、そこになってくると早出する人、遅出する人の勤務体制、そうしたらそこに必要な職員の配置、そして予算の確保、そういったこともありますので、まずは現状どおり開かせていただいた上で、その後、開館している中でその賑わいの創出がどのようにできるかなということを検討しながら柔軟に対応できたらいいかなという考えではあります。

○議長(鹿中順一君) ほかにありませんか。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第61号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 7、議案第 62 号 津別町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐(斉藤尚幸君) ただいま上程となりました、議案第 62 号について説明させていただきます。

説明資料はございません。

この条例の制定理由は、下水道事業に地方公営企業法を適用することを期に、これまで未整備であった企業会計職員の給与に関する条例について整備するためのものです。

条例の概要といたしましては、職員の給与につきましては、一般会計より給与の支給を受けようとする職員と同様、給与及び手当を支給する内容としております。

なお、第 3 条におきましては、給料表を設けることとしておりますが、こちらにつきましては実際には別に町長部局の職員に適用される給与表並びに昇給昇格の基準等を準用する規定を定めることとしており、独自の給与表は設けないことといたします。

第 4 条から第 17 条までにつきましては、支給する手当の種類について定めてあります。こちらについても、基本的には町長部局の職員と同様の内容で定めておりますが、第 16 条の期末手当、第 17 条の勤勉手当につきましては、地方公営企業法の規定にならしまして企業の経営状況を考慮して支給することとしております。

第 18 条以降については、給与の支給について特別な取り扱いをする場合について定めてあります。なお、こちらにつきましても町長部局の職員と同様の条件となるよう定めております。

附則につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行するものとし、第2項で暫定再任用職員に関する経過措置について定めております。

以上、議案第62号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第63号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(松木幸次君) ただいま上程となりました、議案第63号につきましてご説明申し上げます。

資料はございません。

先に両委員会及び行政報告等でご報告を申し上げておりますが、簡易水道事業及び下水道事業に係る消費税及び地方消費税の確定申告の誤りにより、消費税を過大納付

していたことにつきまして、簡易水道事業につきましては過大の部分の全額還付を受けることができましたが、下水道事業におきまして、平成 26 事業年度分と平成 27 事業年度分において過大納付となっていた消費税については、既に更正請求をすることができる期限を経過していることから、請求が不可能となり還付を受けることができず、町財政に多大な損失を与えることになりました。このことを重く受け止めまして、平成 5 年 1 月の一月間、町長の給料を 20%、副町長の給料を 10%減額しようとするものであります。

改正内容といたしましては、附則の次に 1 項を加え第 22 項として、町長及び副町長の給料は、第 3 条の規定に関わらず令和 5 年 1 月の一月の間、同条に規定する給料月額にそれぞれ 100 分の 80 と 100 分の 90 を乗じて出た額を支給するものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第 63 号の説明といたしますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 63 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 60 号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第64号 津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（菅原文人君） ただいま上程となりました、議案第64号についてご説明させていただきます。

説明資料の32ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、津別町多目的活動センターの多目的広場に暖房設備がないものの、暖房料を求めていたため、暖房実施期間中の暖房加算について実態にあわせて改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表のとおり別表17の備考について、暖房実施期間中の使用料を加算する室料から多目的広場を除くものです。

議案にお戻りいただきまして、ただいまご説明いたしました内容について改正条文としたものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第64号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 65 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 65 号 津別町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 65 号について説明させていただきます。

説明資料の 33 ページをご覧ください。

改正の理由といたしましては、下水道事業に地方公営企業法を適用させることに伴い必要となる所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、本条例に下水道事業に関する内容を追加するものです。

新旧対照表をご覧ください。題名は、津別町簡易水道及び下水道事業の設置等に関する条例に改めます。

また、第 1 条第 2 項をはじめ、下水道事業に関する内容について数カ所にわたり加えましたほか、この条例が簡易水道事業及び下水道事業全般にわたって適用される内容となるよう所要の改正をしております。

第 2 条第 2 項におきましては、下水道事業、地方公営企業法の全部を適用する条文を加えております。

説明資料の 36 ページから 65 ページまでについてでございますが、この条例の附則により改正する条例の新旧対照表となりますが、津別町監査委員条例ほか 10 の条例の改正を行いますが、これらの主な改正箇所につきましては、これまで町長とされておりましたものを管理者に改めるものでございます。

なお、この場合の管理者とは、上下水道事業の権限を行う町長を意味するものであります。

条文にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日

から施行するものです。

第2項は、この条例により廃止する四つの条例です。第1号の津別町簡易水道事業特別会計条例と、第3号の津別町下水道事業特別会計条例につきましては、上下水道事業に地方公営企業法を適用することで各会計を設置するのは当然のこととなりますので、廃止いたします。

また、これ以外につきましては、この改正条例により内容が取り込まれましたので廃止といたします。

以上、議案第65号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、法案は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第66号 津別町地域おこし協力隊設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 66 号についてご説明させていただきます。

説明資料の 66 ページをご覧ください。

1 の条例廃止の理由ですが、地域おこし協力隊は、平成 21 年に総務省が定めた地域おこし協力隊推進要綱に基づき、本町では非常勤特別職での任用とし、平成 25 年に設置条例を制定したところです。

しかし、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、現在は会計年度任用職員での任用にかわり、会計年度任用職員に関する条例で運用が可能となっていることのほか、協力隊の活動内容や勤務条件が多様化してきている現状などもあり、適切な形態で運用できるよう、関連する規則等を整備し条例を廃止しようとするものであります。

参考といたしまして、2 の関連する規則等の整備ですが、1 点目として新たに地域おこし協力隊設置要綱を制定し、任用形体を任用型隊員、委託型隊員、インターン隊員とし、任用形態ごとの基本的な運用方法を新たに規定します。

任用形態については、任用型隊員は現在の任用形態、委託型隊員は町と個人事業主または受け入れ団体との業務委託による委嘱パターン、インターン隊員は 1 週間から 3 カ月の短期間の委嘱で、お試しのような任用形態となります。

2 点目は、就業規則について既存の条例等や新規に制定する要望により対応が可能となることから、地域おこし協力隊員就業規則を廃止します。

3 点目は、会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正で、任用型隊員の給与について所要の改正をいたします。

これらの規定等の整備を進め、条例廃止後においても引き続き協力隊の任用により町の活性化の担い手となる人材確保と定住化につなげていく考えであります。

議案書にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、議案第 66 号の内容についてご説明を申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 説明資料のほうで、これからの形態について三つほどのパターンが紹介されたと思うのですが、これ以降も地域おこし協力隊は募集にかけてさまざまな隊員が採用されていくと思うのですが、その中で、このインターン隊員、短期というような文言があったかと思うのですが、これ自体は採用するにあたって事前にかどうか、募集の中でもそういう短期ということをうたった中で採用をかけるのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） インターン隊員の部分ですけれども、現在の想定とか予定ですけれども、要綱ではうたって、あと日額になるものですから、そういう報酬的なもの、その辺もうたいながら募集をかけるというような形になるかと思いません。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） ちょっと初めて聞くので再度お聞きしますが、地域おこし協力隊ですから3年という決まりがあった中で、この短期ということはこういう区分けもありますので、見る目からすると長くいてほしい、例えば満了の後も津別町にいてほしいということが主だったかと思うのですが、もうその区分け的には、もうこの方は短期なんですよという感じが明文化されている感じに、見た目も当然、資料の中でもおそらく紹介される中でこういう区分けになってくるのだと思うのですが、そういうことでいいのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ちょっとご説明が足りなかったかなと思うんですけど、まずインターン隊員なんですけど、まずインターン隊員なんですけども、こちらの制度ができたのが確か令和2年だったかなというふうに思います。目的としているところが、地域との生活や、そこの活動を通じて隊員になるためのイメージをもっといただくというようなことが目的になっています。ですから、ここに1回来ていただいて、よければ3年間隊員としてというような流れというような感じでとらえていただければよろしいかなと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 67 号 財産の取得について、新図書館用備品を議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（谷口正樹君） ただいま上程となりました、議案第 67 号について説明させていただきます。

本件については、津別町図書館にて使用する備品の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称としましては新図書館用備品、数量は 1 式です。

納入場所は、津別町字大通 31 番地。

契約の方法につきましては、指名競争入札です。

取得金額は 914 万 1,000 円、うち消費税及び地方消費税額 83 万 1,000 円です。

取得の相手先は網走郡津別町字幸町5番地、有限会社加藤信陽堂 代表取締役加藤恭男となります。

説明資料 68 ページをご覧ください。

そちらに2階のStudy roomからはじまりまして、1階のブックポストまで68種類、計144品の備品を配置する予定としております。

納入期限は、令和5年3月31日までとしております。

議案にお戻りいただきまして、以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） 1点お願いします。

まず、古い、今使っているものの処分方法、それと、その中でこちら側で使えるものがどのくらいあるのかというのを教えてください。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（谷口正樹君） 高橋議員のご質問ですが、今使っている備品の中で持っていけるものは全て持って行く予定です。ただ、図書室の中にあります書架なんですけれども、壁にもう打ち付けてあるものとか古いものもありますので、そちらのほうは廃棄処分になるかなと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 68 号 工事請負契約の変更契約の締結について、木質バイオマスセンター建設工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第 68 号について説明いたします。

資料はありません。本件につきましては、令和 4 年 6 月 17 日に議決をいただきました、木質バイオマスセンター建設工事請負契約の契約変更を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更となる工事の概要につきましては、施設の汚水を流すための排水管を敷設するために掘削を進めていたところ、想定外の排水管があることが判明したところです。これを回避し排水するためには、自然流下での勾配確保が困難でありポンプによる汲み上げが必要であることから、汚水ため桝及び電動によるポンプの設置に係る設計を加えるものです。

なお、工期は令和 5 年 3 月 18 日までとし変更はありません。

内容につきまして、1、工事の名称、木質バイオマスセンター建設工事。

2、工事の場所、津別町字達美 213 番地 1。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、変更請負金額、4 億 3,170 万 6,000 円、うち消費税及び地方消費税額 3,924 万 6,000 円。

5、今回の変更による増額、160 万 6,000 円、うち消費税及び地方消費税額 14 万 6,000 円。

6、契約の相手先、津別・清水特定建設工事共同企業体、代表者、網走郡津別町字東2条23番地、津別建設株式会社 代表取締役中村光一、構成員、網走郡津別町字共和51番地2、株式会社清水建設 代表取締役清水靖則です。

以上、議案68号の内容につきまして説明申し上げましたので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、議案第69号 工事請負契約の変更契約の締結について、木材工芸館木質バイオマスボイラー施設建設工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第69号について説明いたします。

資料はありません。本件につきましては、令和4年6月17日に議決をいただきました、木材工芸館木質バイオマスボイラー施設建設工事請負契約の契約変更を締結する

ことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

変更となる工事の概要につきましては、施設に設置する積算熱量計及びインバーターの搬入時期が工期内に間に合わないことから、令和5年1月17日を期限とする工期を59日間延長し3月17日を期限とするものです。これにより施設の構造等には変更はありませんが、冬期間の工期延長に伴う仮設費の増額により設計額を変更するものです。

内容につきましては、1、工事の名称、木材工芸館木質バイオマスセンター施設建設工事。

2、工事の場所、津別町字共和127番地2。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、変更請負金額、8,831万9,000円、うち消費税及び地方消費税額802万9,000円。

5、今回変更による増額、218万9,000円、うち消費税及び地方消費税額19万9,000円。

6、契約の相手先、網走郡津別町字共和51番地2、株式会社清水建設 代表取締役清水靖則です。

以上、議案第69号の内容について説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） 木質バイオマスに関しては何度か一般質問をさせていただいているので、ちょっとわからないところをお伺いしたいなと思いますけれども、工期を延ばすということなのですが、これ物は確保できているのでしょうか。この工期を延ばしたことによって、再度延ばすというようなことがあるのかないのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） 今の高橋議員のご質問にお答えいたします。

今、受け元から聞いているのは、この期間に入ってくるというふうなところの中で

期間を延長するというふうなところがございますが、明確に何月何日に入ってくるというふうなものについては報告はいただいております。なので、今の情勢上これがもし再延長になるというふうなことがないのかと言われれば、今のところにつきましては未定でございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、高橋剛君。

○8番（高橋 剛君） わかりました。

とりあえず役場としても担当課としてもやきもきされているのではないかなと思いますが、ぜひこれ必ずというか、この期間にちゃんと入ってくるように指導していただきたいのと、監視をしていただければなお願いをさせていただければと思います。

あとは、もちろん木質バイオマスなので、燃料のほうもきっちり確保して、滞りなく進めていただければという要望を出させていただきます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） ご意見ありがとうございます。

まさに担当といたしましても期間内にきれいに終わって、また皆さんのほうに完成のご報告ができるよう請負業者とも頑張っていきたいと思いますので、またご指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号

○議長(鹿中順一君) 日程第15、議案第70号 令和4年度津別町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(小泉政敏君) ただいま上程となりました、議案第70号についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、最近の物価高騰等による施設の電気料、燃料等の増額と、事業完了等による精査の補正となります。

補正予算の条文をご覧ください。第1条第1項において、歳入歳出予算にそれぞれ1億5,988万4,000円を追加し、補正後の予算総額を81億2,712万円とするものです。

第2項及び第2条につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては歳出から説明いたしますが、事業完了等による精査や軽微な補正内容につきましては、一部説明を割愛させていただきますのでご了承願います。

それでは、9ページから10ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、給与費は、会計年度任用職員の通勤手当の増額、総務管理経費は、被保険者の適用拡大に伴う給与システム改修費16万2,000円、北海道からの派遣職員に対する期末勤勉手当等の負担金54万4,000円の増額、東京つべつ会の事業中止による減額で、計46万6,000円の増額です。電算化推進経費は、図書館Wi-Fi機器の購入で80万円の増額、負担金で自治体DX化対応費用の増額及びマイナンバーカードの公金受け取り口座情報をWEBタウン上に連携するためのシステム改修等による増額で、計258万5,000円の増額です。目3財政管理費、財政調整基金積立金は、地方

財政法の規定による前年度繰越金の確定による積立て 8,800 万円と剰余金 7,628 万円の積立てを合わせ 1 億 6,428 万円の増額です。

11 ページから 12 ページをお開きください。減債基金積立金は積立利息の増額です。目 5 財産管理費、庁舎維持等管理経費は電気料の増額、一つ下の町有住宅維持管理経費は、今後の修繕見込みと住宅の修繕等を予算流用にて対応したための流用元補填などで、あわせて 36 万 5,000 円の増額です。

13 ページから 14 ページをお開きください。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費のふるさと納税推進経費は、各事業所から寄附者へ発送していた返礼品について、発送の取り扱いを郵便局に一元化し、事業者の省力化と経費の軽減を図るもので、所用予算の精査と節の組みかえにより 391 万 7,000 円の減額です。まちなか再生事業は、建設中の大通棟の電気保安業務、購入を予定している備品の精査などで 657 万 7,000 円の増額です。地域振興基金積立金は、積立利息の見込みにより増額です。目 2 企画開発費ネイチャーセンター管理業務は電気料の増額です。

15 ページから 16 ページをお開きください。目 4 公共交通対策費は負担金で地方バス生活路線、北見バスへの負担金の増額と事業費精査などにより計 97 万 4,000 円の増額です。項 5 選挙費、目 3 知事道議選挙費は、資材高騰によるポスター掲示場管理等業務などの増額で 106 万 6,000 円の増額です。

17 ページから 18 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、障害者総合支援事業経費は、障がい福祉サービス利用者の増に伴う増額です。三つ下の国民健康保険事業特別会計繰出金は、保健基盤安定繰入金などの精査により減額です。目 5 老人福祉費、老人福祉扶助費等は、9 月の定例会で補正いただきました高齢者世帯等生活支援事業について、給付見込数を 330 世帯から 730 世帯に見直したことによる増額を主なものとして、計 484 万 8,000 円の増額です。

19 ページから 20 ページをお開きください。介護サービス支援事業は、地域づくり総合交付金事業を活用した、いちいの園の福祉車両購入に係るトンネル補助と、設備修繕補助で合計 304 万円の増額です。下段の目 8 後期高齢者医療費、後期高齢者医療広域連合市町村業務経費は、療養給付費負担金額の精査に伴う減額。

次ページをお開きください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、事業精査によ

り減額です。中段の款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、病院施設整備基金積立金は、積立利息の増額です。

23 ページから 24 ページをお開きください。目3環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金と、その下の簡易水道事業特別会計繰出金は、各特別会計における消費税還付金などの歳入精査によりそれぞれ減額です。目5公衆浴場費は、有害虫駆除業務委託料の不足分を予算流用にて対応したための流用元補填及び消火器の更新などで 32 万 3,000 円の増額です。項2清掃費、目1塵芥処理費、一般廃棄物最終処分場管理経費は次ページにわたりますが、電気料の増額と消火器の更新などにより計 222 万 8,000 円の増額です。

款6農林業費、項1農業費、目3農業振興費、農業新規参入者支援対策事業は、農業新規参入者誘致条例に基づく固定資産税相当額に対する補助で増額です。その他農業振興対策経費は次ページをお開きください。農業生産法人経営推進事業補助金等交付要綱に基づく新規の農地賃借料に対する補助で 67 万 7,000 円の増額です。鳥獣被害防止総合対策事業は、シカ駆除補助の追加交付内示により増額です。環境保全型農業直接支払交付金事業は、取り組み面積の増加により増額となります。

29 ページから 30 ページをお開きください。項2林業費、目2林業振興費、木材工芸館・体験工房管理経費は、電気料の増額と消火器の更新などにより 162 万 9,000 円の増額です。

31 ページから 32 ページになります。中段の款7、項1商工費、目2商工振興費、地域振興センター管理経費は、消火器の更新により増額です。

33 ページから 34 ページをお開きください。款8土木費、下段の項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、道路橋梁維持管理経費は次ページにわたりますが、電気料の増額と事業費精査による減額で、計 237 万 7,000 円の増額です。橋梁長寿命化修繕事業は補修工事に伴う産業廃棄物の処分が工事の中で可能であるため、所要額を委託料から工事請負費へ組みかえるものです。項4住宅費、目1住宅管理費、町営住宅管理経費は、今後の一般修繕見込み及び消火器の更新などによる増額と事業費精査による減額で、計 28 万 8,000 円の増額です。

37 ページから 38 ページをお開きください。款9、項1消防費、目1消防総務費、事

務組合負担金は、人件費の精査などにより 1,477 万円の減額です。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 3 義務教育振興費、義務教育振興事業経費は、コロナウイルス感染症に伴う小学校修学旅行のキャンセル料負担金で増額です。

39 ページから 40 ページをお開きください。項 2 小学校費、目 1 学校管理費、小学校施設管理経費は、燃料及び電気料の増額と事業費精査による減額で、計 128 万 8,000 円の増額です。下段の項 3 中学校費は次ページをお開きください。目 1 学校管理費、中学校施設管理経費は、小学校費と同内容により 247 万 8,000 円の増額となります。下段の項 4 社会教育費は、43 ページから 44 ページをお開きください。目 2 社会教育振興費の少年期振興経費は、事業中止に伴う減額です。二つ下の芸術文化振興経費は、コンサート開催にあたり反響板の取りかえや、コロナウイルス感染対策経費などの事業費増に伴う増額です。目 3 会館管理費、公民館管理経費は次ページにわたりますが、修繕料で安全面に懸念のある負荷開閉器の取りかえ、燃料や電気料などの増額で 653 万 9,000 円の増額です。町民会館管理経費は電気料などで増額となります。項 5 保健体育費、目 2 体育施設費、多目的運動管理経費から、50 ページ中段のトレーニングセンター管理経費までの各事業は、燃料や電気料の増額と事業費精査による減額で、それぞれの事業について補正するものです。

款 12、項 1 公債費、長期債償還元金は今年度、縁故債 3 件の繰上償還を予定していたところ、これ以外の 1 件の縁故債についても繰上償還が可能となり、将来の財政負担軽減のため繰上償還を実施したことで予算に不足が生じることから 886 万 7,000 円の増額です。

歳出については以上です。

次に歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 9 地方特例交付金は、交付額の確定により増額です。

款 13 使用料及手数料、項 1 使用料、牧野使用料は実績による精査です。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金は、介護給付費・訓練等給付費で、障がい者福祉サービス利用者の増による増額です。項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金は、まちなか再生事業に係る補助金の追加交付で増額です。

款 15 道支出金、項 1 道負担金の介護給付費・訓練等給付費は、国庫支出金と同内容

による道負担金の増額です。項2道補助金、目2民生費道補助金及び、次ページの目4農林業費道補助金は、それぞれ歳出で説明した事業に対する補助金の増額です。項3道委託金、目1総務費道委託金の知事道議会議員選挙費は、対象事業費の増による増額です。その他の道支出金については実績見込みによる精査となります。

款18繰入金、項1基金繰入金、減債基金繰入金は、歳出で説明しました公債費の増額による繰り入れの増額、公共施設等整備基金繰入金は対象事業の精査により減額となります。

款19繰越金は、前年度繰越金の確定による増額です。

款20諸収入、項4雑入、目5過年度収入は、児童手当道費負担金に係る増額となります。

7ページから8ページをお開きください。目6雑入は、事故共済金ほかで80万円の増額です。

款21町債は、各事業の精査による減額となります。

補正条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

第2条は地方債補正で、2枚めくりまして第2表のとおり2件の限度額を変更するもので、限度額は13億5,250万円となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 70 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 71 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 71 号 令和 4 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 71 号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、歳入の保険税、道支出金、歳出の保険給付費等の額の精査を主な理由とする予算の補正となっております。

補正予算の条文第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額から 3,495 万 9,000 円を減額し、補正後の予算総額を 6 億 4,934 万円とするものです。

第 2 項につきましては後ほどご説明いたします。

はじめに、歳出のほうからご説明いたしますので 7 ページ、8 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の総務一般事務経費で、未就学児の被保険者均等割軽減の導入に伴うシステム改修の負担金で 9 万円の増額です。

款 2、項 1 保険給付費の目 1 療養費では、中間実績による精査で一般被保険者療養給付費で 3,262 万 2,000 円の減額、一般被保険者療養費で 231 万 7,000 円の増額、審査支払手数料で 61 万 8,000 円の減額。

9 ページ、10 ページになります。一般被保険者高額療養費で 303 万円の減額、出産育児一時金では 210 万円の減額となっております。

款5 保健事業費は、財源充当のみの補正となっております。

款6 基金積立金は、前年度繰越金 24 万 9,000 円を国保基金積立金に積立てるものとなっております。

款8 諸支出金、項1 償還金及還付加算金、目6 特定健康診査等負担金償還金は、11 ページ、12 ページになります。特定健康診査等負担金償還金で令和3年度の超過交付金の返還分として 75 万 5,000 円の増額となっております。

続いて歳入となります。3 ページ、4 ページへお戻りください。

款1、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は、中間精査により合計で 1,100 万 4,000 円の減額です。

款2 道支出金、項1 道補助金、目1 保険給付費等交付金は、保険給付費等交付金普通交付金で精査により 3,465 万 3,000 円の減額です。特別交付金は保険者努力支援分と特別調整交付金分で 32 万 7,000 円の増額です。

款4 繰入金は、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金で、いずれも中間精査により合計で 167 万 9,000 円の減額です。項2 基金繰入金、目1 国保基金繰入金は、国民健康保険基金繰入金で 1,180 万 1,000 の増額です。

5 ページ、6 ページになります。款5、項1 繰越金、目1 その他繰越金は、前年度繰越金で 24 万 9,000 円の増額です。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正予算につきましては第1項の内容となるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号

○議長(鹿中順一君) 日程第17、議案第72号 令和4年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(森井研児君) ただいま上程となりました、議案第72号についてご説明いたします。

今回の補正の内容は、歳入の保険料、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金等の額の確定に伴う繰入金の額の精査を主な理由として補正させていただくものになります。

補正予算の条文第1条第1項として、歳入歳出予算の総額に562万2,000円をそれぞれ追加し、補正後の総額を1億108万2,000円とするものです。

第2項につきましては後ほどご説明いたします。

はじめに、歳出のほうからご説明いたしますので5ページ、6ページをお開きください。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、同名事業で保険料の増額精査に伴い562万2,000円の増額となります。

続いて歳入となります。3ページ、4ページにお戻りください。

款1、項1後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料、普通徴収保険料あわせて755万7,000円の増額です。

款 2 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、中間精査により事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、あわせて 196 万 5,000 円の減額です。

款 3、項 1、目 1 繰越金は、前年度繰越金で 3 万円の増額です。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正予算の総額につきましては第 1 項の内容となるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 72 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 73 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 73 号 令和 4 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第73号についてご説明いたします。

補正の理由につきましては、歳出では過年度交付金の返還と基金積立金の増額の補正であり、歳入では繰入金などの増額の補正をするものでございます。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ150万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,139万4,000円とするものでございます。

第2項は後ほどご説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、介護給付費準備基金積立金で110万1,000円の増額です。

款5諸支出金、項1償還金及還付加算金、目2国庫支出金等償還金は、過年度特別調整交付金の額確定による返還額の補正で40万7,000円の増額です。

続いて歳入になります。3ページにお戻りください。

款6繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金で40万7,000円の増額。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度繰越金の確定で110万1,000円の増額です。

補正条文に戻っていただきまして、第1条第2項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次のページの第1表で款項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 73 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 74 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 74 号 令和 4 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 74 号について説明させていただきます。

主な補正の内容は、歳入では前年度繰越金及び消費税の還付額の増額、歳出では電気料の高騰に伴う事業費の増額及び公債費の精査です。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 177 万 8,000 円を追加し、予算総額をそれぞれ 6 億 3,619 万 5,000 円とするものです。

補正内容につきましては歳出から説明させていただきます。5 ページ、6 ページをお開きください。

款 2 特環下水道費、項 1 施設管理費におきましては、目 1 管渠管理経費のマンホールポンプ内ポンプ管理経費で 30 万円、目 2 処理場管理経費では 194 万円の電気料の増額です。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費及び款 3 個別排水費、項 1 個別排水管理費、目 1 個別排水管理費につきましては、財源内訳のみの補正です。

7 ページ、8 ページをお開きください。款 4 公債費、項 1 公債費、目 1 元金につきましては、精査により 3 万 5,000 円の増額、目 2 利子につきましては 49 万 7,000 円の

減額です。

3 ページ、4 ページにお戻りください。歳入につきましては、先の議会でお認めいただきましたとおり前年度繰越金として 512 万 9,000 円を増額したほか、款 6 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入におきまして消費税還付金を 1,692 万 3,000 円、消費税還付加算金で 1 万 7,000 円の増額です。消費税還付金増額の内訳ですが、過年度分につきましては 765 万 2,000 円、元年度分が 927 万 1,000 円となります。

款 7 町債、項 1 町債、目 1 特環下水道債につきましては、企業会計化に伴う会計システムの導入につきまして、起債を充てることができることにつきまして国より示されましたので、570 万円の増額です。

以上の補正額をまとめました結果、一般会計繰入金は 2,599 万 1,000 円の減額となりました。

最初の条文にお戻りいただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては説明させていただきましたものを、それぞれ款項の区分に整理したものでございます。

また第 2 条につきましては、第 2 表地方債補正のとおり地方債の変更を整理したものであります。

以上、議案第 74 号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 74 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 75 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 75 号 令和 4 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 75 号について説明をさせていただきます。

補正の内容といたしましては、建設改良費の変更による補正及び元利償還金の精査によるものです。

第 2 条につきましては、業務の予定量の補正となりますが、高台低区配水池更新工事につきましては、債務負担行為により本年度、次年度の 2 年間の工事期間となっておりますが、昨今の電子部品の不足等を考慮し計装機器の納品を早めたいこと、また資材高騰の影響を避けるため、一部工程の前倒しをしたいため 2 億 1,517 万 6,000 円の増額です。水道施設電気計装設備改築更新は入札減により 121 万円の減額です。

第 3 条につきましては、収益的収入及び支出における収入の水道事業収益を 59 万 9,000 円減額し、1 億 9,386 万 4,000 円とし、支出の水道事業費用を 404 万 7,000 円増額し 2 億 847 万 2,000 円とするものであります。

第 4 条の資本的収入及び支出における資本的収入については、2 億 1,173 万 7,000 円増額し 3 億 3,812 万 6,000 円とし、資本的支出については 2 億 1,191 万円増額し、3 億 7,445 万 3,000 円とするものです。

3 ページをお開きください。収益的収入及び支出の支出の部につきまして水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費において、電気料を 25 万円増額し、配水及び給水費についても電気料を 34 万円増額したほか、委託料の認可変更届出書作成業務については、上里浄水場の浄水方法の変更について変更することとしたいため、322 万 3,000 円の増額です。

水道事業費用、営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、精査により企業債利息を23万4,000円増額です。

収入の部につきましては、記載の元利償還金の精査に伴い水道事業収益、営業外収益、他会計繰入金が146万7,000円の減額となります。特別利益過年度損益修正益につきましては、過年度分の消費税還付金で86万8,000円の増額です。

次に、資本的収入及び支出の支出の部につきましては4ページになります。先ほど説明させていただきました、高台低区配水池更新工事で2億1,517万6,000円を増額するほか、入札執行による減額を精査し、総額で2億1,190万9,000円の増額、企業債償還金は精査により1,000円の増額です。

収入の部につきましては、建設改良費の増額により企業債が1億7,470万円の増額、補助金が3,703万7,000円の増額となります。

5ページはキャッシュ・フロー計算書となります。今回の補正で当年度純損失が464万6,000円多くなりましたので、中ほどの業務活動によるキャッシュ・フローは6,420万3,000円になり、2の投資活動によるキャッシュ・フローはマイナスで2億9,340万6,000円。3の財務活動によるキャッシュ・フローは2億5,707万9,000円となり、最下段の資金期末残高につきましては、前回補正より481万9,000円減少の4億5,838万9,000円となります。

6ページから8ページは貸借対照表です。

今回の補正による主な変更箇所は、6ページ固定資産のうち二の機械及び装置と建設仮勘定が変更となりまして、ページ中ほどの有形固定資産合計額が22億2,665万5,000円。

7ページの3固定負債が11億7,482万6,000円となります。

8ページでは、先の議会におきまして剰余金処分案をお認めいただきましたので、減債積立金を4,400万円といたしましたほか、当年度純損失が1,460万8,000円となっております。

条文にお戻りいただきまして、第5条につきましては別表1企業債補正のとおり企業債の変更を整理したものであります。

第6条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金について、企業債元金償還

金にあてるものを116万9,000円減額し、企業債利子にあてるもの29万1,000円減額し、水道事業費用にあてるものを7,000円減額するものであります。

以上、議案第75号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第14号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、報告第14号 令和4年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和4年度定例監査の報告書が提出されたので本定例会に報告するものであります。本件についてはご了承願います。

◎報告第22号

○議長（鹿中順一君） 日程第22、報告第15号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、令和4年度8月分、9月分、10月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全て終了しました。
これで、令和4年第7回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。
ご苦労さまでした。

（午後 4時 26分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員